

参考：平成27年度各局區別取組実績一覧

目 次

・ 各局等共通	1
・ 環境政策局	2
・ 行財政局	3
・ 総合企画局	4
・ 文化市民局	8
・ 産業観光局	17
・ 保健福祉局	18
・ 都市計画局	32
・ 建設局	33
・ 会計室	34
・ 北区役所	35
・ 上京区役所	36
・ 左京区役所	38
・ 中京区役所	40
・ 東山区役所	42
・ 山科区役所	44
・ 下京区役所	45
・ 南区役所	47
・ 右京区役所	49
・ 西京区役所	51
・ 西京区洛西支所	53
・ 伏見区役所	55
・ 伏見区深草支所	57
・ 伏見区醍醐支所	58
・ 市会事務局	60
・ 選挙管理委員会事務局	61
・ 監査事務局	62
・ 人事委員会事務局	63
・ 消防局	64
・ 交通局	68
・ 上下水道局	70
・ 教育委員会事務局	72

該当施策の対応一覧表

I 各重要課題の取組(計画の第2章部分)			II 教育・啓発、相談・救済の取組(計画の第3章部分)		
1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり			1 教育・啓発		
男女1	DV対策		教育・啓発1	人権教育(家庭教育)	
男女2	雇用・意思決定			人権教育(学校等における人権教育)	
男女3	啓発・広報		教育・啓発2	人権教育(社会教育)	
男女4	保育・学校教育			人権啓発(市民への啓発等)	
男女5	全般に関わる取組			人権啓発(企業・団体等への啓発)	
2 子どもを共に育む社会づくり			2 相談・救済		
子ども1	京都はぐくみ憲章の推進		相談・救済1	各種の相談に応えられる体制の充実	
子ども2	児童虐待対策の推進		相談・救済2	相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実	
子ども3	不登校、いじめ、問題行動		相談・救済3	人権擁護委員活動との連携	
子ども4	ニート、ひきこもり		相談・救済4	相談機関等に関する情報の通知	
子ども5	子育て支援ネットワークの充実				
子ども6	子育て家庭への支援				
子ども7	子育てを支え合える地域社会づくり				
子ども8	携帯電話・インターネット				
子ども9	安全教育				
3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり			III 計画の推進(計画の第4章部分)		
高齢者1	虐待		1 推進体制と職員研修		
高齢者2	権利擁護		推進・研修1	推進体制	
高齢者3	認知症施策		推進・研修2	職員研修	
高齢者4	介護サービス		2 関係機関、関係団体等との連携		
高齢者5	見守り		連携1	関係機関、関係団体等との連携	
高齢者6	社会参加		3 進捗管理と評価		
高齢者7	世代を超えて支え合う意識の共有		進行・評価1	進捗管理	
高齢者8	学校教育		進行・評価2	評価	
高齢者9	全般に関わる取組				
4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり					
障害者1	障害者虐待の防止				
障害者2	障害のある人の権利擁護の促進				
障害者3	精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり				
障害者4	障害のある人の就労支援				
障害者5	発達障害児者及びその家族への支援の充実				
障害者6	相談支援				
障害者7	ユニバーサルデザイン・まちづくり				
障害者8	社会参加・交流の促進				
障害者9	啓発				
障害者10	保育・学校教育				
障害者11	共生社会の実現に向けたネットワークの充実				
障害者12	全般に関わる取組				
5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組					
同和問題1	第三者による住民票の写し等の不正取得の防止				
同和問題2	啓発				
同和問題3	教育				
同和問題4	全般に関わる取組				

平成27年度各局区別取組実績一覧

各局区等共通

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	刊行物等への啓発標語の掲載	継続	より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	本市が発行する印刷物等の人権啓発標語を掲載する。	各局区等	教育・啓発	2
2	公用車による啓発(巡回啓発、ステッカー掲示)	継続	人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図る。	憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。	各局区等	教育・啓発	2
3	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	継続	より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等の人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネル等を掲出する。	各局区等	教育・啓発	2
4	地域団体の人権研修支援(資料提供等)	継続	地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権擁護思想の普及高揚を図る。	地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。	各区・支所	教育・啓発	2
5	市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	継続	障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	各局区等	障害者	7
6	人権行政に関する情報の職員への提供	継続	職員一人一人が人権意識を高めるための情報提供を行う。	人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。	各局区等	推進・研修	2
7	人権行政の視点からの所属事務事業の点検	継続	人権尊重の視点で市政を推進する。	人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。	各局区等	推進・研修	1
8	人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備	継続	自主的な人権研修を促進するための条件整備を図る。	人材育成推進室等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、職員が人権問題について自主的に勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力を行う。	各局区等	推進・研修	2
9	職員研修	継続	人権文化の構築に関する理解を深めるための職員研修を実施する。	5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。	各局区等	推進・研修	2

環境政策局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	職員研修	継続	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施	子供や女性の人権、同和問題などに関して、所属において、討論を中心とした研修を実施した。	環境総務課	推進・研修	2
2	ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布	継続	外国人に対して、ごみ減量・分別リサイクルの取組を周知する。	ごみ減量・分別ハンドブック改訂版やごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」啓発チラシの外国語版（英語、中国語、朝鮮・韓国語）を作成し、各区役所・支所等へ配布するとともに、障害者への周知として点字版と録音版を作成し、市内視覚障害者へ配布した。	ごみ減量推進課	複数課題	1
3	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	継続	ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。	配布実績 新生児 8,014人、高齢者 2,743人、障害のある方 492人 在宅腹膜透析実施者 109人	ごみ減量推進課	複数課題	1
4	ユニバーサルデザインに対応した観光地トイレの充実	新規	誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに対応した観光地トイレ(※)の充実を図る。 ※本市との契約に基づき、観光客及び市民に提供いただく民間施設のトイレ	平成27年7月に、「京都市観光トイレ設置要綱」を改正し、洋式大便器化・バリアフリー化等の改修に対する施設整備費用助成項目を新たに設けた。、ユニバーサルデザインに対応した観光トイレを設置した。 設置件数：30件	まち美化推進課	障害者	7
5	ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)の実施	継続	ごみ出しが困難な要介護高齢者等への生活支援として、定期収集ごみ(燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶)を自宅の玄関先まで回収に伺う。	引き続き、機会あるごとに制度の広報・周知に努めるとともに、居宅介護支援事業所等としっかり連携・調整しながら、ごみの排出支援が必要な方が利用できる制度として運用していく。 27年度実績： 利用世帯数 3,279世帯	まち美化推進課	高齢者	9
6	ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備	継続	公衆トイレの新規設置や大規模改修の機会において、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが快適に利用できるよう整備する。	公衆トイレ2箇所において、水洗化工事の際に和式大便器を洋式大便器に取り替えた。	まち美化推進課	障害者	7

行財政局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	職員研修	継続	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。	人権文化の構築に向け、各所属で講演、ビデオ・映画の放映等により自主的に研修を実施。研修を実施した所属では、「自己の対応を見直すきっかけとなった」「人権問題に対する理解を深めることができた」等の意見があり、自己研鑽ができた。業務繁忙の理由で実施ができなかった課でも、資料配布等で可能な限り意識向上に努めた。	総務課	推進・研修	2
2	市庁舎等の身体障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	継続	身体障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身体障害のある方や高齢者がより安心して利用しやすい市庁舎の維持、向上に努めた。	庁舎管理課	障害者	7
3-1	職員研修 [人権研修の実施]	継続	職員を対象に研修を行い、人権問題に対する意識を高めるとともに理解を深める。	人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修を実施した。 また、次世代を担う若手職員については、「基本理念研修」において基本的な内容の人権研修を実施した。	人材育成推進室	推進・研修	2
3-2	職員研修 [局区等研修の充実]	継続	局区等において人権研修が積極的かつ効率的に進められるよう、奨励・支援を行う。	26年度と同様に、職員研修支援窓口及び研修教材の充実を図るとともに、局区等が人権等研修を実施する場合、人材育成推進室が委託先として外部研修機関を指定し、予算の範囲内で研修に係る費用の支援を行った。また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高めた。	人材育成推進室	推進・研修	2
3-3	職員研修 [研修教材や研修資料の充実]	継続	人権研修に資する資料等の更なる充実を目指す。	研修ビデオや研修資料の収集に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行った。	人材育成推進室	推進・研修	2

総合企画局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	テレビ広報の一部への字幕挿入	継続	聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。	聴覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組等の一部に字幕を挿入した。	市長公室 広報担当	障害者 12
2	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開	継続	すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。	人権文化の構築に向け、市民しんぶんやラジオの市政番組等を活用し、市民に情報提供を行った。 ○市民しんぶん記事 ・5月1日号「5月は憲法月間」、8月1日号「8月は人権強調月間」、12月1日号「12月は人権月間」 ・毎号、「心のカギ」コーナーで人権に関する情報を掲載（寄稿文、人権'ほっと'写真の入賞作品の紹介など） ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○ラジオ番組 ・「ちょこっと情報☆きょうと」、「KYOTO CITY PUBLIC LINE」で関連イベント紹介 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（市役所前、京都駅前、ゼスト御池）、庁舎内テレビモニター人権標語を随時発信	市長公室 広報担当	教育・啓発 2
3	市民しんぶん視覚障害者版	継続	視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。	視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・文字拡大版・テープ版・デジター（CD）版を発行した。 発行部数（毎月） - 点字版 … 225部（全市版）、275部（区版） - 文字拡大版 … 400部（全市版）、450部（区版） - テープ版… 260セット（全市版）、270セット（区版） - デジター版 … 150部（全市版）、160部（区版）	市長公室 広報担当	障害者 12
4	インターネットによる情報の発信	継続	すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。	京都市ホームページ「京都市情報館」について、見やすく、情報を得やすいサイトとなるよう改善を図るとともに、視覚に障害のある方や外国籍の方に市政に関する情報を提供するため、ホームページのアクセシビリティ推進、インターネットによる英語・ハングル・中国語の市政情報の発信等を行った。	総合企画局 市長公室 広報担当	複数課題 1
5	広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開（憲法月間・人権月間等における啓発活動）	継続	人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。	広報媒体を活用した集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図った。 ○市民しんぶん ・5月1日号、8月1日号、12月1日号で、人権特集 ○ラジオ番組 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送	市長公室 広報担当	教育・啓発 2
6	国際文化市民交流促進サポート事業	継続	市民主体の国際交流と外国籍市民等の社会参加を促進し、世界とつながるまち・京都、多文化が息づくまち・京都の実現を図る。	外国籍市民等に事業に登録していただき、市内の様々な団体の催しに登録者を派遣した。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供した。 実施回数：9回 延べ参加者数：438名	国際化推進室	多文化 3
7	外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業	継続	外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が電話で通訳・相談を行う。	行政機関及び外国籍市民等に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進した。 実施期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日 実施日時：英語 毎週火・木曜日9時～17時 中国語 毎週水・金曜日9時～17時 利用者数：1,066人（英語608人、中国語231人、その他227人）	国際化推進室	多文化 1

8	社会科学見学受け入れ事業 (国際交流協会)	継続	社会見学授業として、国際交流会館の機能の紹介や外国籍市民等を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生との交流などを行う。	国際交流会館の機能の紹介や外国籍市民等を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生による出身国との文化の違いや遊び、京都での生活などについて紹介していただいた。 参加者 9校 179名	国際化推進室	多文化	5
9	京都市多文化施策審議会の開催	継続	地域における多文化共生の推進に関する事項について、調査し、審議する。	「多文化施策審議会」の会議を開催。外国籍市民等の地域協働について議論を進めていただき、本市の多文化共生施策についての意見を求めた。 第1回会議 平成27年6月29日 議題：地域単位での多文化共生の展開について（1） 第2回会議 平成27年8月31日 議題：地域単位での多文化共生の展開について（2） 第3回会議 平成27年11月12日 議題：情報発信～多言語や「やさしい日本語」での情報発信の取組等～ 第4回会議 平成28年1月26日 議題：2015（平成27）年度提言について	国際化推進室	多文化	5
10	医療通訳派遣事業	継続	外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。	外国籍市民等が医療機関を利用する際に医療通訳者を派遣した。 派遣病院：4病院 対応日時：週3日 対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語 利用件数：1,855件（英語215件、中国語1,618件、韓国・朝鮮語22件） 利用者数：1,591人（英語205人、中国語1,367人、韓国・朝鮮語19人）	国際化推進室	多文化	2
11	FM CO.CO.LOによる生活、イベント情報の提供	継続	外国籍市民等及び短期滞在外国人等に、本市の生活情報やイベント開催情報等の提供を行う。	多言語FM放送局「FM CO・CO・LO」に本市行政情報提供番組を設け、外国籍市民及び短期滞在外国人等に対し、毎週月曜と木曜に、英語及び中国語により本市の生活情報やイベント開催の情報を提供。また、災害等の緊急時に放送の必要が生じた場合には、災害情報等の放送を要請。	国際化推進室	多文化	1
12	啓発物品の作成及び配付	継続	啓発物品を作成・配布し、外国籍市民等との共生を訴えかける。	平成26年度に作成したクリアファイル（外国籍市民等との共生を訴えかけるもの）を市民向け講演会等で配布した。	国際化推進室	多文化	3
13	連続フォーラム「チョゴリときもの」(国際交流協会)	継続	日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深める。	より多くの市民に、日本社会における在住韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深めていただくため、連続フォーラムを実施した。 第1回 3月11日（金） テーマ「在日はいつまでも外国人でいいのか？」 講師：鄭大均 首都大学東京特任教授 第2回 3月18日（金） テーマ「多文化共生とまちづくり～住民自治の視点に立って～」 講師：金光敏 コリアンNGOセンター事務局長・理事 参加者 第1回 36名、第2回 38名	国際化推進室	多文化	3
14	kokokaオープンデイ(国際交流協会)	継続	すべての市民が気軽に利用できる国際交流拠点場としての「kokoka(国際交流会館)」を紹介するとともに、外国籍市民等による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。	世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画を通して、外国籍市民等も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫した。 開催日 平成27年11月3日 参加者 12,000人（市民ボランティア協力者321名）	国際化推進室	多文化	3
15	国際理解プログラム「PICNIK」(国際交流協会)	継続	京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。	広報用パンフレットを市内小中学校に送付して当事業の利用を促すとともに、利用件数増加に対応するため、コーディネート対応を強化した。また、登録留学生確保に向け、市内各大学との連携強化に努めた。 派遣数118件（29校）（内訳：小学校67件・18校、中学校51件・11校） 派遣留学生数101名、参加児童・生徒数4,870名	国際化推進室	多文化	3

16	世界の絵本展(国際交流協会)	継続	広く異文化に親しむ機会を提供する。	外国の絵本の展示や読み聞かせを行った。 今回は「絵本のなかのイタリア」というテーマで、街、歴史、アート、食べ物、家族などのセクションからイタリアを紹介。絵本約250冊を展示・紹介した。 開催日 平成27年8月5日(水)～9日(日) 午前11時～午後5時30分 場所 姉妹都市コーナー・展示室 参加者数 640名	国際化推進室	多文化	3
17	外国人のための住宅ネットワーク事業(国際交流協会)	継続	外国籍市民等が安心した生活を送ることができるよう支援する。	従来、国際交流協会独自で物件情報の収集・提供を行ってきたが、実施当初から外国人への情報提供は不動産賃貸業者が行うべきであるという観点より、業界団体と共同で事業を行ってきた。平成25年5月より情報の更新及び対応を向上するため日本賃貸住宅管理協会京都府支部(日管協)と共同で運営し広報を当協会、実務を日管協が担当。日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で問い合わせができ、言語対応ができる不動産業者が回答。 サイト訪問件数：5,150件 問い合わせ件数(メール)：44件	国際化推進室	多文化	2
18	GKP キャリアガイダンス&ジョブフェア(国際交流協会)	改善	日本での就職を目指す留学生を支援する。	就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会、交流会等を実施した。 日本での就職を目指す留学生と、留学生採用意欲のある中小企業との交流会を年4回実施。留学生及びバイリンガルの学生を対象とした説明会と、同時開催として英語での就職活動に関する情報提供や説明会を実施した。また、他団体と協働でプレイベントやOB・OGミーティングを定期的に実施するとともに、Web上で恒常的に企業と留学生が情報交換できる場を設けた。 実施日：「外国人のための企業交流会」 平成27年7月15日、10月21日、11月26日、平成28年2月17日 「Universal Job Fair & Party」「English Career Fair」(同時開催) 平成28年3月11日	国際化推進室	多文化	2
19	京都市生活ガイドの配布(国際交流協会)	継続	外国籍市民等に生活に必要な情報を提供する。	生活に必要な情報について、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の4言語による冊子の配布及びWEBでの情報発信。 配布部数：英語版2,000部、中国語版880部、韓国・朝鮮語版261部、スペイン語版70部	国際化推進室	多文化	1
20	外国人のための各種相談事業(国際交流協会)	継続	外国籍市民等の日常生活上の疑問やトラブルの解消を図る。	外国籍市民等からの相談に常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施することで、相談者の問題解決を図った。各相談事業の連携により、相談者のスムーズな問題解決に役立てた。 相談件数5,428件(法律ビザ相談91件+カウンセリング・デイ81件+情報提供5,256件)	国際化推進室	多文化	1

21	国際化に関するボランティア活動育成事業(国際交流協会)	継続	kokokaボランティアの組織化及び活動の充実を図る。	主にkokoka京都市国際交流会館を拠点に、ボランティアによる様々な活動を展開し、外国籍市民との交流・サポート実践を行った。 平成27年度ボランティア実数：484名 平成27年度ボランティア分野別登録者（延べ数）：709名 ＜ボランティア活動分野＞ ①ホームステイ 登録者数33名 ②ホームビジット 登録者数48名 ③留学生交流ファミリー 登録者数93名 ④外国籍市民向け情報誌「LIFE IN KYOTO」 登録者数37名 ⑤市民生活アドバイザー 登録者数50名 ⑥京都案内倶楽部 登録者数84名 ⑦多言語バンク（英語以外） 登録者数25名 ⑧災害時通訳・翻訳ボランティア 登録者数39名 ⑨市立小中学校日本語ボランティア 登録者数74名 ⑩子育て支援「子育てステーションホットチャット」 登録者数10名 ⑪Koko Kids 登録者数11名 ⑫イベント企画運営 登録者数37名 ⑬日本語チューター 登録者数168名	国際化推進室	多文化	3
22	ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応	継続	外国籍市民等が安心、安全に暮らせる社会の実現を目指す。	特定の民族や国籍等に対して誹謗中傷する憎悪表現である「ヘイトスピーチ」等の差別事象について、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発を行った。	国際化推進室	多文化	3

文化市民局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	真のワーク・ライフ・バランスの推進	継続	従来の、「仕事と生活の調和」といった意味でのワーク・ライフ・バランスに加えて、「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する。	【企業対象の取組】 ○京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度 企業における環境整備の促進のため、育児・介護と仕事の両立支援、長時間労働の解消や働き方の見直しに取り組む中小企業を支援する補助金制度を実施（申請企業24社、認定23社、交付18社（5社は辞退）） ○京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進を通じて、男女共同参画社会の発展に特に貢献すると認められる実績があり、その活動等が他の企業等の模範となり推奨できる企業を表彰（市長賞1社、特別賞1社） ○きょうと男女共同参画推進アドバイザー派遣制度 中小企業の職場における男女共同参画の取組を促進するため、キャリアカウンセラーや中小企業診断士の資格を持つ専門家を派遣する制度を実施（派遣企業数4社） 【市民対象の取組】 ○家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等の実施 京都市男女共同参画センターにて3講座を実施（延べ参加者数238名） ○子育て家庭の学びや憩いの機会への親子参加促進支援 京都サンガF.C.ホームゲーム2試合で親子優待企画を実施 絵本の読み聞かせ「お話を聞くおはよう会」（延べ参加者数180名） ○真のワーク・ライフ・バランス通信第6号の発行 ○「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰 仕事と家庭生活や地域活動、社会貢献活動を両立させている市民の身近な好事例を発掘・発信する実践エピソード表彰を実施（市長賞1名、その他の賞2名） 【その他の取組】 ○京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBの運用 「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート事業として、相談コーナーや情報掲示板等の機能を有する京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBを運用 ○「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉や考え方の更なる周知のため、FMラジオや地下鉄車内広告などを実施 ○「京都婚活2015」を実施（定員300人に申し込込者数1273名） ○「クッキングde京都婚活」を実施（定員256人に申し込込者数427人） ○婚活推進事業支援補助金を4団体に交付した。（交付総額 1,688千円）	男女共同参画推進課	職場づくり	1
2	第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進	改善	「きょうと男女共同推進プラン」に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。	「きょうと男女共同推進参画推進プラン」に基づいた事業に取り組むとともに、社会情勢や市民意識、日常生活の状況等を踏まえ、「きょうと男女共同参画推進プラン改定版」を策定し、今後5年間に取り組む施策を取りまとめた。。 ○審議会の開催 4回	男女共同参画推進課	男女	5
3	男女共同参画センター「ウィングス京都」	継続	男女共同参画推進社会を目指すための拠点施設とする。	男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した「情報提供事業」、「学習・研修事業」、「健康増進事業」、「相談事業」、「調査・研究事業」、「交流促進事業」を積極的に展開した。 ・来館者数：489,548人 ・蔵書数：70,948冊 ・相談件数：2,613件	男女共同参画推進課	男女	5
4	男女共同参画講座ウィングスセミナー	継続	男女共同参画の視点に立ち、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できることを目指す。	京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において男女共同参画の視点に立ち、身近なテーマを取り扱った学習機会を提供する。また、市民が男女共同参画についての基礎知識を学習できるよう、出前講座も積極的に行った。 ◆みんなで考える男女共同参画講座（参加者総数677人） ・定期開催 12回 ・出前講座 26回 ◆各種講座・講演会（9講座、2講演、参加者総数：817人） ◆各種団体との連携事業（4講座、参加者総数 416人）	男女共同参画推進課	男女	3
5	DV対策事業	継続	DV被害者の支援を行う。	【京都市DV相談支援センターの運営】 自立支援を中心とした被害者の支援を実施した。 【府市合同によるネットワーク京都会議の開催】 3つの実務者会議と個別ケース検討会議の開催により事案に即した具体的な支援策について協議した。 【配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業】 市センターからの依頼に基づき、DV被害者4世帯13名の緊急時における安全確保を行い、民間シェルターの運営団体に生活諸費相当額を支給。 【市営住宅優先入居】 DV被害者向けの市営住宅への優先入居を4回募集し、希望のあった3世帯が入居した。	男女共同参画推進課	男女	1

6	民間緊急一時保護施設補助金	継続	民間団体等との連携を深め、ドメスティック・バイオレンス被害者の支援体制をより充実する。	引き続き補助を行うとともに、情報交換等を通じて、民間団体との連携強化に一層努めた。	男女共同参画推進課	男女	1
7	DV被害者支援インストラクター活用事業	継続	DV被害者支援インストラクターの自主的な支援活動を促進させ、DV被害者及び同伴する被害者の子どもの心理的なケア、その他自立に向けた支援を京都市DV相談支援センター等と連携し、社会全体で支援していくことを目的とする。	インストラクターが相談機関と連携し、合計4組8名のDV被害母子に対してグループカウンセリング等を実施する活動の支援を行うとともに、DV啓発事業の協力を行った。	男女共同参画推進課	男女	1
8	ドメスティック・バイオレンスに関するシンポジウム等の開催	継続	DVに関する情報を発信し、DV関係機関や市民へのより一層の啓発を図る。	シンポジウムを開催 日時：11月2日実施、126名参加。 場所：ウィングス京都 京都タワーのパープルライトアップ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、11月12日に府市合同でパープルリボンキャンペーンを実施し、1,700人分の啓発資材を配布。	男女共同参画推進課	男女	1
9	男性のためのDV電話相談	継続	男性被害者や加害者の相談の受け皿として、男性カウンセラーによる「男性のためのDV電話相談」専用窓口を実施する。	毎月第2・第4火曜日に男性のカウンセラーが相談に対応し、年間23回実施、28件の男性からの相談を受けた。	男女共同参画推進課	男女	1
10	DV予防講座	改善	DVの予防啓発を図るため、DV関係機関やDVに関心のある方に対して、DVに関する専門的な内容の講義、教育現場での相談事例についての検討や対応方法の助言を行う講座を実施する。	医療従事者や教職員、高校生を対象に出前講座形式により実施し、合計91名が参加した。	男女共同参画推進課	男女	1
11	啓発情報誌の発行	継続	市民へ情報誌を発行することで、男女共同参画についての啓発を行う。	男女共同参画についての啓発情報誌として「男女共同参画通信」を発行した。 第40号 「男性セクシュアル・ハラスメント被害者への視点」 2万部 第41号 「配偶者からのモラハラ（精神的DV）」 2万部 第42号 「ホジティブ・アクション」 2万部 別冊 「新しい”男”の生き方、身体から考える。」 1万部	男女共同参画推進課	男女	3
12	市民・事業者への周知広報	継続	市民へ京都市男女共同参画推進条例の趣旨を周知することで、男女共同参画社会の実現を図る。	リーフレット等啓発誌、市民しんぶんやホームページなどの様々な広報手段を通じて京都市男女共同参画推進条例の趣旨の周知を図る。また学校や地域、企業等へ職員等の講師派遣を行った。	男女共同参画推進課	男女	3
13	アドバイザー派遣制度	継続	専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、適切な助言や支援を行うことにより、事業者の自主的な取組を促進し、男女共同参画の推進、真のワーク・ライフ・バランスの推進に資する。	中小企業の職場における男女共同参画の取組を促進するため、キャリアカウンセラーや中小企業診断士の資格を持つ専門家を派遣する制度を実施した。（派遣企業数4社）	男女共同参画推進課	職場づくり	1
14	男女共同参画苦情等処理制度	継続	男女共同参画に関する苦情や要望を聴取し調査することで、よりよい男女共同参画社会を目指す。	性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行った。 申出件数 1件	男女共同参画推進課	男女	5
15	市の附属機関等における女性委員の登用の推進	継続	男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できる社会の実現を目指す。	「女性委員の登用率が35%を超える審議会等の割合を50%に引き上げる」ことを目標とし、登用計画達成に向けた事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、女性委員の登用率を引上げを図った。	男女共同参画推進課	男女	2

16	AIDS文化フォーラムin京都	継続	HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催する。	日程：2015年10月3日（土）、4日（日） 場所：同志社大学新町キャンパス 内容 講演、ワークショップなど （若者の視点・文化の視点・陽性者の視点・医療の視点・教育の視点・セクシュアリティの多様性を理解するという視点） 主催：AIDS文化フォーラムin京都 運営委員会 共催：京都府、京都市	勤労福祉青少年課 保健福祉局 保健医療課	感染症	3
17	「HIV・性感染症検査及び予防啓発事業」（北青少年活動センターと北保健センターが連携）	継続	若者がHIV・性感染症等について学び、自発的に感染症予防行動がとれることを目指す。	京都市北青少年活動センターにおいて、HIV・性感染症に関する情報提供や意見交換会、予防啓発的なプログラム（HIV即日検査等）を実施した。 また、若者が同世代に向けて情報を発信する取組をサポートした。	勤労福祉青少年課	感染症	3
18	東山アールスペース	継続	東山青少年活動センターにおいて、知的障がいのある青少年の余暇の充実（創造・創作活動）を図る。	・東山アールスペース 体験プログラム：5月、日曜（10:30～12:30） Aコース：6月～3月（9回）、日曜（13:30～16:00） Bコース：6月～2月（9回）、日曜（13:30～16:00） 開催数：計18回 定 員：各コース18名 ・イベント 事業名：①作品展②春イベント 実施日：①3月②3月	勤労福祉青少年課	障害者	12
19	外国籍市民との交流事業の推進	継続	青少年ボランティアによる、日本語を母語としない人々への日本語学習支援と交流を図る。 また、青少年が異文化と交流することにより、異文化への理解を深め、多文化共生社会の担い手となる青少年を育成する。	○にほんご教室（通年） 月曜クラス：41回 延べ参加者数383名 土曜クラス：42回 延べ参加者数555名 ○異文化交流サラダボウルProject（通年） 51回 延べ参加者数327名 ※ボランティアミーティング含 ○健康フィエスタ 8回 延べ参加者数219名 ※ボランティアミーティング含 ○多文化共生啓発プログラム・異文化交流イベント（主催・共催含む）（通年） 24回 延べ参加者数132名	勤労福祉青少年課	多文化	1
20	レナイリョク向上委員会エイズデー企画	継続	「セクシュアルヘルス」の観点から青少年の性に関連してHIV/AIDSに関連した啓発活動を行い、正しい理解を促進することにより、感染予防及びHIV/AIDSへの偏見のない社会を目指す。	世界AIDSデー（12月1日）周辺において、HIV/AIDS啓発ポスターの掲示、グッズの配布、情報提供などを行った。	勤労福祉青少年課	感染症	3
21	表現活動へのお誘い～からだではなそう～	継続	障害のある青少年の余暇活動の充実を目的とする。	前期／5月～9月（5回×2コース）、土曜（13:30～15:30） 後期／11月～3月（5回×2コース）、土曜（13:30～15:30） 開催数：20回、定 員：40名	勤労福祉青少年課	障害者	12
22	子ども・若者総合支援事業の推進	継続	ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」などの取組を中心とした、幅広い関係機関の連携による総合的継続的な支援を推進する。	総合相談窓口相談件数：470件 地域協議会による支援件数：108件	勤労福祉青少年課	子ども	4

23	市民活動総合センターの管理・運営	継続	NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定の分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。	京都市市民活動総合センターでは、市民活動団体等に活動の場を提供するとともに、次の4つの柱で事業を展開した。 ① 市民活動に関する情報収集・提供 ② 市民活動に関する各種相談 ③ 市民活動団体等の育成 ④ 幅広い市民の交流の場の提供、連携・協働事業の展開 入館者数（カウンター表示数） 108,463人 相談件数 936件 講座等参加者数 558人 ホームページアクセス件数 218,346件	地域自治推進室	複数課題	1
24	事前登録型本人通知制度の運用	継続	第三者による住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため。	市民しんぶんへの折り込み、ポスターの掲示など積極的な周知に努めた結果、平成28年3月末時点で1,395人が登録している。（昨年度末比691人の増加）	地域自治推進室	同和問題	1
25	犯罪被害者支援策の推進（支援対策）	継続	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進	犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都市犯罪被害者支援総合相談窓口を設置し、電話相談を671件、面接相談を166件、裁判の傍聴付添等の直接支援を266件行った。また被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付の受付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行った。	くらし安全推進課	犯罪被害	1
26	犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）	継続	犯罪被害者等を支える地域社会の形成。	犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、『犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）』などにおいて、市役所前やゼスト御池で啓発パネルを設置するなどの広報啓発活動を行った。また、学校と連携した教育活動も実施しており、中高生を対象として、犯罪被害者遺族による講演（いのちを考える教室）を市内7校（市立3校、府立1校、私立3校）で行った。	くらし安全推進課	犯罪被害	2
27	フェイスブックを活用した情報の発信	新規	人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を高めるための機会を作る手段として、対象に応じたきめ細かな情報発信、情報提供を行う。その一環として、主に若年層を対象に、フェイスブックを活用した情報の発信を行う。	啓発事業等の開催案内や実施報告及び人権に係る制度や記念日、人権クイズ等の人権に関する情報を随時発信した。	人権文化推進課	教育・啓発	2
28	「人権ゆかりの地」の発信	新規	市民や国内外の観光客に、人権尊重の視点から京都の歴史を再発見してもらい、人権への関心を高めるために、京都市内に数多く存在する名所・旧跡等に焦点を当て、「人権ゆかりの地」として国内外に広く紹介する。	「人権ゆかりの地」として23箇所の施設等を掲載した案内マップを4箇国語（日・英・中・ハングル）で作成し、観光案内所や区役所・支所などを中心に配布した。また、ホームページにマップを掲載するとともに、フェイスブックにゆかりの地の動画を掲載した。 ①掲載箇所 23箇所 ②発行年月 平成28年3月 ③発行部数 日本語版 3,000部、英語版 2,000部、中国語版・ハングル版 各1,500部 ④配布場所 京都総合観光案内所、市役所及び区役所・支所等	人権文化推進課	教育・啓発	2

29	「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革	継続	平成21年3月に提出された「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。	引き続き、改革、見直しに着手した事業を着実に実施していく。 (1)自立促進援助金制度の見直しについて ・借受者に対して丁寧な説明を行ったうえで、返還免除制度を的確に適用しつつ、奨学金の返還を要する場合には、借受者に対して、返還を求めていく。 ・正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、訴訟提起などの法的措置のを含め、適正な債権管理を進めていく。 ・「京都市奨学金等返還事務監理委員会」の開催 (2)改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・既存の改良住宅について、公営住宅も含め、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図る。 (3)崇仁地区における環境改善について ・「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、着実に住宅地区改良事業等を進める。 (4)市立浴場の地区施設について ・市立浴場の運営に当たっては、住民生活に支障を来さないよう十分留意しつつ、運営経費の削減など、より一層の効率化を図る。 ・旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き、全市民的な観点から転用を検討する。 (5)市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援を中心に、関係機関とも連携を図りながら、啓発の取組を推進する。 ・企業・団体等における就職の機会均等の保障に当たっては、公正な採用選考を促進するための啓発活動を推進する。	人権文化推進課 (2)(3)(4)について 人権文化推進課 都市計画局 すまいまちづくり課	同和問題	4
30	人権擁護委員による特設相談の実施	継続	行政上の人権相談・救済の柱である法務省・人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知し、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供する。	京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を毎月実施した。 日時：毎月第4木曜日の13時～16時 延べ12回実施 場所：京都市消費生活総合センター 延べ相談件数：3件	人権文化推進課	相談・救済	3
31	人権啓発サポート制度	継続	人権文化推進課が窓口となり、庁内の各人権課題を担当する所属等と緊密な連携を図ったうえで、市民や企業等の自主的な人権研修等の取組をサポートする。	市民や企業等が人権に関する研修や学習会を行う際の相談、講師の派遣、啓発ビデオ(DVD等)の貸出しや研修資料の提供等を行った。 講師派遣 13名 ビデオ(DVD等)貸出 106本 啓発資料の提供 5,733部	人権文化推進課	教育・啓発	2
32	人権の花運動	継続	次代を担う子どもたちが相互に協力し合って人権の花「水仙」を栽培することにより、命の大切さや相手への思いやり等、人権思想に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらう。	市内保育園、幼稚園及び小学校の計16校で実施。	人権文化推進課	教育・啓発	2
33	京都市人権レポートの発行	継続	「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図る。	「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権文化推進計画に基づき、様々な取組を実施しており、その発信を行うため発行した。 発行部数：3,000部 【27年度発行内容】 ・「四字熟語人権マンガ」入賞作品 ・真のワーク・ライフ・バランスの推進 ・様々な人権啓発の取組 人権ゆかりの地マップ、フェイスブックページ「きょうCOLOR」、企業向け人権啓発講座 ・国際文化市民交流促進サポート事業 ・障害者差別解消に向けた取組 ・犯罪被害者等支援施策の推進 ・児童虐待防止の取組～子ども虐待SOS専用電話～ ・人権擁護委員と連携した取組 ・人権に関する相談先	人権文化推進課	進行・評価	1
34	「京都市人権相談マップ」の発行	継続	市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、相談機関、窓口について十分な周知を図る。	相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を発行した（平成27年10月）。 ○形状及び部数 パンフレット（A4版、16ページ、カラー印刷）3,000部発行 ○内容 「京都市人権文化推進計画」に掲げる重要課題ごとに、相談機関、窓口について、主な相談分野、相談場所、電話番号、相談日、相談時間と共に、所在地図と相談例を掲載した。	人権文化推進課	相談・救済	4

35	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	継続	人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。	世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開講した。 会場 ハートピア京都 全12回 延べ883名受講	人権文化推進課	教育・啓発	2
36	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	継続	京都府内の国の機関と京都府・京都市が連携して人権啓発を行う。	①企業対象人権研修会：平成27年10月28日、参加278名 ②弁護士等八土業への戸籍謄本等請求事務の適正実施依頼：平成28年1月 ③街頭啓発：平成27年12月4日、場所 京都駅前 ④探偵業及び個人情報取扱についての人権研修会：平成28年2月26日、参加20名 ⑤「企業内人権啓発推進員」設置勸奨文書の送付：市内約6,000箇所、5月及び9月	人権文化推進課	教育・啓発	2
37	京都弁護士会との連携及び支援（「憲法と人権を考える集い」）	継続	京都弁護士会が開催する「憲法と人権を考える集い」を共催することで、より多くの市民の方へ啓発を促す。	「第45回憲法と人権を考える集い」を京都弁護士会との共催により実施し、負担金を交付した。 日時 平成27年11月15日（日）午後1時30分～ 場所 国立京都国際会館 アネックスホール 副題 オンパオトコも働きやすい社会へ 京都発信！ワーク・ライフ・バランスと企業活動の両立を考える 参加者 200名 負担金 20万円	人権文化推進課	教育・啓発	2
38	京都市人権相談・救済ネットワーク	継続	○人権に関わる相談に関する情報の共有と円滑な取次ネットワークにおける他の相談機関の情報を共有、相談事項の一部又は全部について、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。 ○人権救済に関する情報の共有と円滑な取次 法務局の人権侵犯事件調査、人権擁護委員協議会の取組についての情報を共有し、事案によって、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる環境を構築する。	「人権相談・救済」に係る具体的な取組として、人権に関わる相談・人権救済に関する情報の共有と円滑な取次のため、相談機関相互の連携や情報交換、相談窓口の広報を実施した。	人権文化推進課	相談・救済	2
39	京都人権擁護委員協議会との連携及び支援（人権擁護思想普及啓発活動）	継続	京都市域に属する人権擁護委員で組織される京都人権擁護委員協議会に対する支援を行う。 また、市民等に対する人権啓発や人権相談・救済を効果的に行うためには、人権擁護委員との連携は不可欠であるため、京都人権擁護委員協議会と定期的に意見交換や人権擁護委員がさらに活躍できる場の提供を検討するなど幅広く連携・協働を行っていく。	人権擁護思想の普及高揚を目的として実施する活動に助成金を交付した。 また、街頭啓発における連携や各種イベントにおける人権擁護委員の活動紹介を行うことにより人権擁護委員の周知に努めた。人権擁護委員協議会との意見交換会を実施した。 ＜取組実績＞ 助成金 60万円 街頭啓発・パレード・中学生人権作文コンテスト、人権相談、「人権の花」運動の実施、子どもの人権SOSミニレター	人権文化推進課	相談・救済	3
40	京都市人権文化推進懇話会の運営	継続	人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。	委員構成：学識者等8名、市民公募委員2名 開催状況：京都市人権文化推進計画 平成26年度取組実績・平成28年度事業計画について意見聴取を行うため、全体会議を2回開催した。	人権文化推進課	進行・評価	2
41	人権文化推進会議による庁内の連携充実	継続	本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。	連携の充実に努めた。 開催状況：人権文化推進会議1回	人権文化推進課	推進・研修	1
42	「四字熟語人権マンガ」の募集	継続	難しいイメージで捉えられがちな「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現することにより、市民に様々な人権問題について考えてもらう機会を提供する。	募集期間 平成27年7月1日～10月16日 応募点数 196点 入賞作品 京都市長賞1点、京都市教育長賞1点、優秀者3点、佳作8点、奨励賞4点	人権文化推進課	教育・啓発	2

43	「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催	継続	幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権について考える機会を提供することを目的に、ステージでのトークやコンサートを中心としたイベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を開催する。	日 時 平成28年1月30日（土） 場 所 京都コンサートホール アンサンブルホールムラタ 内 容 テーマ「たった一人のあなた 独りじゃないあなた」 タケカワユキヒデ トーク&ライブ 全国中学生人権作文コンテスト京都大会 入賞作品朗読 四字熟語人権マンガ 入賞作品紹介クロストーク 人権擁護委員活動紹介 ほか 参加者数 472人	人権文化推進課	教育・啓発	2
44	ゼスト御池における啓発	継続	多数の市民が訪れる地下街「ゼスト御池」においてパネル展示を実施する。	平成27年5月11日～20日 HIV陽性者の人権について 平成27年8月 3日～12日 安心して働き続けられる職場づくり 平成27年12月1日～ 6日 インターネットと人権 ※12月はパネル展に加えて京都市消防音楽隊による演奏や様々なジャンルのアーティストによる音楽ライブも実施	人権文化推進課	教育・啓発	2
45	柳原銀行記念資料館常設展、特別展等の開催	継続	人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」において、崇仁地域の歴史や文化、生活資料等を中心とした展示を行い、同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る。	常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施した。 ①常設展 ②特別展 開催期間 平成27年8月28日～9月27日 テ ー マ 全国水平社創立宣言Ⅱ ～創立に至る道筋、桜田規矩三と吉崎民之輔～ ③企画展 開催期間 平成28年3月2日～3月31日 テ ー マ 戦前同和教育の源流と特別学級編成 ～写真展：有馬良治を巡る様々な人々～	人権文化推進課	教育・啓発	2
46	ツラッティ千本常設展、特別展等の開催	継続	人権資料展示施設「ツラッティ千本」において、千本地域の歴史や文化、生活資料等を中心とした展示を行い、同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る。	常設展のほか特別展及び企画展を開催するとともに、研修の受入れ等を実施した。 ①常設展 ②特別展 開催期間 平成27年10月1日～10月31日 テ ー マ ヘイトスピーチ あきまへん！多文化が息づくまち・京都 ③企画展 開催期間 平成28年3月1日～3月26日 テ ー マ 子どもたちのびやかに グウーん！ーいま、子どもたちの貧困を考え行動するー	人権文化推進課	教育・啓発	2
47	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	継続	市民・企業という枠を超えて、一人一人が共に社会を生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を発行する。	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」Vol.2（平成27年5月号）及びVol.3（平成27年12月号）発行した。 ① 発行部数 各18,000部 ② 配布場所 市政案内所、各区役所・支所、市立図書館、文化会館等（市内の企業・事業所等、約6,000箇所にも送付。）	人権文化推進課	教育・啓発	2
48	人権月間ポスターの掲示	継続	啓発ポスターを市政広報板等に掲示することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図る。	12月の人権月間にあわせポスターを12,730枚作成し、区役所・支所等、多くの市民の目に触れる場所に掲示した。 掲示期間 平成27年12月1日～31日 掲示場所 各局区等の庁舎・所管施設、市営地下鉄及び市バスの車内、市立小・中学校等	人権文化推進課	教育・啓発	2
49	人権学習教材の配布	継続	市民の学習教材となるよう、人権啓発冊子等を配布する。	年3回実施する「ゼスト御池」でのパネル展において、国等関係機関が作成する人権啓発冊子等を配布した。 憲法月間 平成27年5月11日～20日 人権強調月間 平成27年8月 3日～12日 人権月間 平成27年12月1日～ 6日	人権文化推進課	教育・啓発	2
50	スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動	継続	若年層に対して人権尊重思想の更なる普及を図るために、青少年や地域社会などに大きな社会的影響力を有する地元Jリーグのクラブチームと連携して啓発活動を行う。	京都サンガF. C. の公式戦に朱六フットボールクラブの児童（計38名）を招待し、児童と共に啓発物品の配布し、人権啓発標語が入った横断幕を提示しながらピッチを行進した。 実施日：平成27年8月1日	人権文化推進課	教育・啓発	2

51	人権啓発ポスターコンクール(京都人権啓発推進会議)	継続	誰もが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える。	京都人権啓発推進会議(事務局:京都府人権啓発推進室)の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集し、応募作品は選考を実施。優秀作品を展示するとともに、啓発資料等に活用した。 募集期間 7月～9月 応募数 198校から5,232作品 入選作品 100作品	人権文化推進課 教育委員会 学校指導課	教育・啓発	2
52	啓発パネルの作成・貸出し	継続	人権啓発パネルを貸し出すことにより、局区等が行う人権啓発活動を支援する。	人権問題に関する啓発パネルを貸出し、局区等の人権啓発活動を支援した。 貸出回数:11回	人権文化推進課	教育・啓発	2
53	人権啓発活動補助金の交付	継続	市民が自主的に行う啓発活動に対し補助金を交付することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。	費用の2分の1の範囲内で150万円を上限として補助金を交付した。 交付団体 16団体、交付金額 6,921千円	人権文化推進課	教育・啓発	2
54	京都人権啓発推進会議への参画	継続	京都府内の自治体や人権擁護委員連合会その他の団体等が一体となって人権啓発を推進するために設置された京都人権啓発推進会議に参画し、府民を対象とする人権啓発事業を実施する。	ポスターコンクール、人権啓発指導者養成研修会、人権強調月間啓発ポスターの掲出、人権強調月間街頭啓発、人権週間ポスターの掲出、人権週間街頭啓発	人権文化推進課	教育・啓発	2
55	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	継続	京都府内の人権啓発の連携・調整を目的として設置された京都人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、京都府内における人権啓発活動を推進する。	①スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動(8月) ②人権の花運動(9月～3月) ③人権週間街頭啓発(12月)	人権文化推進課	教育・啓発	2
56	人権に関する情報の職員への提供	継続	全ての職員が人権問題について高い見識の下に、人権文化の構築に積極的に取り組めるよう支援する。	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」Vol.2(平成27年5月号)及びVol.3(平成27年12月号)を各所属へ配布した。	人権文化推進課	推進・研修	2
57	インターネットによる企業向け人権啓発講座開催案内・講演録等の発信	継続	インターネットによる情報発信を行い、広く効果的な人権啓発に努める。	人権情報誌(5月、12月)、企業向け人権啓発講座案内・講演録を人権文化推進課ホームページに掲載した。 なお、人権情報誌については、ホームページの読上げサービスに対応できるよう、HTML版も併せて掲載した。	人権文化推進課	職場づくり	2
58	企業に対する人権問題の解決に向けた取組の依頼	継続	公正な採用選考の呼び掛け等を行う啓発文書を企業に提供することにより、企業内における人権啓発に関する取組の支援を行う。	送付月 平成27年5月及び9月 送付先 市内企業・事業所約6,000箇所	人権文化推進課	職場づくり	2
59	企業向け人権啓発冊子の配布	継続	企業内における研修の実施等、人権啓発に関する取組の支援を行う。	企業向け人権啓発講座、人権啓発パネル展及び企業内研修等において、各種人権啓発冊子を部を配布した(約24,000部)。 企業向け人権啓発講座において、企業向け人権クイズの活用を促した。	人権文化推進課	職場づくり	2

60	企業向け人権啓発講座の開催	継続	企業向けに人権啓発講座を開催し、人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促す。	社会状況が変化する中で、企業が果たすべき役割を再認識してもらうきっかけとなるよう、企業向け人権啓発講座を10回開催し、男女共同参画の推進、障害のある方への合理的配慮、適正な情報管理などに関する理解を深めてもらうことができた。 ①「企業と人権」（平成27年5月27日）参加者数：63人 ②「企業が知るべき国際事情とグローバルな人権」（平成27年6月26日）参加者数：32人 ③「次世代が担う人財の確保と定着」（平成27年7月29日）参加者数：64人 ④「HIV感染者、エイズ患者等と人権」（平成27年8月28日）参加者数：39人 ⑤「ハラスメント対策の心得」（平成27年9月30日）参加者数：43人 ⑥「ネットワーク社会と人権」ほか（平成27年10月28日）参加者数：278人 ⑦「第22回障害のある市民の雇用フォーラム」（平成27年11月11日）参加者数：78人 ⑧「どうすれば日本（京都）で「ワーク・ライフ・バランス」が実現するか」（平成28年12月14日）参加者数：57人 ⑨「京のまちで“障害のある方への配慮や工夫”を！」（平成28年1月29日）参加者数：129人 ⑩「第21回ふしみ人権のつどい」（平成28年2月20日）	人権文化推進課	職場づくり	2
61	インターネットによる事業計画書の発信	継続	京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、具体的な事業計画を市民に発信する。	京都市情報館に、平成26年度取組実績及び平成27年度事業計画を公開した。	人権文化推進課	進行・評価	1
62	無料法律相談事業の実施	継続	弁護士が専門的な立場から相談に応じることで、問題解決の一助とする。	人権問題など日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる無料法律相談を実施した。 消費生活総合センターでは毎週月・火・木・金曜日の午後1時15分～午後3時45分及び毎月第2・第4水曜日の午後6時～午後8時に実施し、延べ2,413人の利用があった。 また、区役所・支所においても毎週水曜日に実施し、延べ6,508人の利用があった。	消費生活総合センター	相談・救済	1
63	高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発	継続	インターネットやスマートフォン等の使い方について、正しい知識や危険性等について情報を提供することにより、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図る。	「京都市消費者教育推進計画」に基づき、消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座（69回、参加者総数：2,285名）、年齢階層に応じた消費者教育冊子・教材の配布（小学校の新小学5年生に配布（15,000部）、消費者標語の募集（小学生750名 1,358作品 中学生1,281名 2,274作品）、本やDVDの貸出し（図書84冊、視聴覚教材65本）等の様々な消費者教育・啓発の取組を進めることにより、引き続き、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図った。	消費生活総合センター	高度情報化	1, 2

産業観光局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	インターネットを活用した情報の発信	継続	インターネットにより広く情報を提供し、企業との取組の支援を図る。	本市ホームページや京都CSR推進協議会のホームページ等を活用し、企業等のCSR推進に役立つ情報を発信した。	産業政策課	職場づくり 2
2	講座の開催	継続	企業が直面する人権課題を取り上げ講座を開催することで、企業の人権に関する取組の支援を図る。	企業向け人権啓発講座の中で、CSR(企業等の社会的責任)をテーマとした講座を開催した。 【実績】(開催日・参加者数・テーマ・講師等) ○ 7月29日 64名 講演:「次世代を担う人財の確保と定着～能力が発揮できるいきいきとした職場づくりのために～」 ○ 12月14日 57名 講演:どうすれば日本(京都)で「ワーク・ライフ・バランス」が実現するか～ヴァカンス大国フランスとの国際比較から見える課題について～	産業政策課	職場づくり 2
3	ビデオ等の貸出し	継続	人権に関するビデオを貸し出すことで、情報を提供し、企業との取組の支援を図る。	CSR(企業等の社会的責任)推進の取組を効果的に進めてもらうため、研修教材として、DVD等の貸出を行った。(貸出件数3件)	産業政策課	職場づくり 2
4	海外観光宣伝 (「Kyoto Official Travel Guide」での情報発信)	新規	ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き、外国人旅行者向け京都観光ウェブサイト「Kyoto Official Travel Guide」において、多言語での情報発信に取り組む。	平成26年度に機能強化を行った「Kyoto Official Travel Guide」において、13言語(英語、フランス語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国・朝鮮語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、アラビア語、トルコ語、タイ語、マレー語、ロシア語)での情報発信を行った。	観光MICE推進室	多文化 5
5	観光案内標識の整備	新規	国内外の観光客が周辺の観光資源をじっくり歩いて楽しむための多言語表記の観光案内標識の整備に取り組む。	平成23年9月に取りまとめた「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、重点的に観光案内標識の整備を行った。	観光MICE推進室	多文化 5
6	ユニバーサルツーリズムの推進	新規	年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが楽しむことができる京都観光の実現を図る。	ホームページにて観光モデルコースや観光関連施設のバリアフリー情報を紹介するとともに、ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュによる無償の個別相談を行った。また、嵐山をモデル地域として、車いすレンタル制度を開始し、観光客への車いすの無料貸出を実施した。 ・ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ相談件数: 114件 ・車いすレンタル件数: 142件	観光MICE推進室	多文化 5
7	海外新規市場開拓 (ムスリム観光客の受入環境整備)	継続	ムスリム(イスラーム教徒)観光客に快適で満足度の高い京都観光をしていただくため、ムスリムの宗教上の習慣(食事、礼拝等)にも配慮した受入環境整備を推進する。	ムスリム観光客向けウェブサイト(英語、アラビア語、トルコ語、マレー語)の内容充実、ハラール対応可能な施設の拡大等により、受入環境整備に取り組んだ。	観光MICE推進室	多文化 5
8	観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進	新規	日本とは異なる文化、風習を持つ外国人観光客等について理解を深めていただけるよう、関係団体と連携し、外国人観光客と観光事業者が互いに尊重し合う、誰もが安心して楽しく観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまちづくりを進めることで、「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指す。	観光事業者が外国人観光客等についての理解を深めていただけるよう、京都大学との連携による「京都観光経営学講座」を実施 ・期間: 平成27年10月～平成28年3月 ・受講人数: 17名 ・履修証明制度を創設 ・受講料の有料化を実施	観光MICE推進室	多文化 5

保健福祉局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	みやこユニバーサルデザインの推進	継続	ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」と位置付け、その推進を図る。	・審議会の開催 開催実績 全体会 1 回、みやこUD賞審査部会 1 回、利用しやすい施設づくり部会 4 回 ・みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 応募件数 561 件 表彰 大賞 2 件 優秀賞 4 件 アイデア賞 3 件 ・ユニバーサル上映補助 補助件数 6 件 ・ユニバーサルデザイン消費者啓発の実施 「ユニバーサルデザイン京都フォーラム2016」の実施（3月15日） ・人にやさしいサービス宣言事業の実施 平成27年度新規登録店舗数 72 件 ・みやこユニバーサルデザイン普及啓発（アドバイザー派遣、既存イベントとの連携した周知活動、みやこUD推進主任連絡会議、庁内普及啓発等） アドバイザー派遣 4 件 ほほえみ広場、やんちゃフェスタ出展 みやこUD推進主任連絡会議 7 月、庁内向け広報担当者研修 2 月	保健福祉総務課	障害者 7
2	ほほえみ交流活動支援事業	継続	障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。	手話や車いすの体験学習会など障害や障害のある人への理解促進を図る福祉教育・啓発事業を学校・児童館等と協働で実施する障害者団体に対して、開催経費等の助成や側面的支援を行うことにより、障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出するとともに障害者団体活動の活性化を図った。 体験交流 47 件 出前講演 12 件	保健福祉総務課	障害者 8
3	障害者差別解消法の周知・啓発事業	新規	障害者差別解消法の平成28年4月1日施行に向けて、本市における対応マニュアルを策定するとともに、行政機関、民間事業者及び市民の方々を対象に、法の内容の周知及び障害に関する正しい知識の普及啓発を行う。	障害者差別解消法の平成28年4月1日施行に向けて、法に基づき、職員が適切に対応するための指針となる対応要領を策定・周知するとともに、市民及び事業者等に対して法の周知啓発を行った。 ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を策定（平成28年1月） ○啓発シンポジウム「京のまちで“障害のある方への配慮や工夫”を！」を開催 開催日：平成28年1月29日 参加者数：129 名 ○啓発リーフレットを作成（3万部。市政案内所、区役所、公共施設等で配布） ○市民しんぶん（3月1日号）に法施行に関する記事を掲載 ○その他イベント等における啓発グッズの配布、ラジオ放送の活用、市民・団体への研修講師派遣等による法の周知	障害保健福祉推進室	障害者 2
4	地域における見守り活動促進事業	継続	支援が必要な一人暮らし高齢者や障害のある方などに関する名簿を作成することで、緊急時の迅速な対応等にもつなげる日常の見守り体制の充実を図る。	高齢サポートの職員や担当ケアマネジャー等が対象となる方のご自宅を訪問することなどによって、地域の関係機関や団体に住所・氏名等の個人情報を提供してよいかを伺い、同意が得られた方の名簿を貸し出して、日頃の見守りにつなげる。 平成27年5月、11月更新。同意率20.9%（27年度末）	保健福祉総務課・長寿福祉課	高齢者 5
5	障害者地域生活支援拠点運営事業	新規	障害のある方の高齢化・重度化や「親なき後」も、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの利用等様々な支援を切れ目なく提供できるための相談体制を構築する。	平成27年度は「障害者24時間相談体制構築モデル事業」として、1箇所の障害者地域生活支援センターに「障害者地域生活支援拠点」を設置し、土日祝日等に電話や来所により相談対応できる体制を構築した。	障害保健福祉推進室	障害者 6

6	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	継続	障害のある人とない人との相互理解を促進する。	「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰した。また、応募のあった作品を、ほほえみ広場等で展示・紹介し、障害のある人の理解促進を図った。 応募状況 「心の輪を広げる体験作文」 172点 入賞作品：3点 「障害者週間のポスター」 8点 入賞作品：2点	保健福祉総務課	障害者	9
7	補助犬啓発事業	継続	視覚・聴覚・肢体障害のある人の日常生活を支援し、社会参加を促進する。	「ほほえみ広場」会場（10月17日実施）にてポスター掲示による啓発を実施した。市民等からの補助犬に関する相談：2件	保健福祉総務課	障害者	9
8	障害者の就労支援対策	継続	障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。	平成27年度は、2名の「障害者就労支援推進員」が、企業と福祉施設双方を対象とした研修会等を実施した。＜全18回、525名参加＞ また、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会を開催し、関係機関・団体等と協働して、取組を進めた。 さらに、障害のある方を対象に実施する京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、取組を継続しながら、一般就労のためのより効果的な手法の確立を図った。＜職場実習28名実施、チャレンジ雇用4名＞ 加えて、障害者雇用に応欲のある企業を対象に、アドバイザーの派遣や備品購入の費用を助成する制度を実施する他、具体的な雇用計画の検討に至らない企業等を障害者雇用ステップアップ研究会でサポートすることにより、企業の雇用する力の向上を図り、障害のある人の雇用拡大と、それによる自立と社会参加を推進した。 ＜補助事業者3事業者を指定、ステップアップ研究会6社参加＞	障害保健福祉推進室	障害者	4
9	障害者虐待防止対策事業	継続	障害者虐待の防止、早期発見のため、関係機関との協力体制・支援体制を強化し周知・啓発に取り組むことにより、障害者虐待の防止及び障害のある人や養護者への支援を促進し、障害のある人の権利利益を擁護する。	障害者虐待防止検討部会の開催（3回） 新規事業所説明会等での周知啓発（5回） 障害者福祉施設従事者等研修会の開催（参加者：105名）	障害保健福祉推進室	障害者	1
10	ほほえみ広場の開催	継続	障害のある人もない人も、すべての人が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある人に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。	10月17日(土) 梅小路公園、参加者：約7,600人 ステージ企画・レクリエーション、ほっとはあと（授産）製品展示販売 等	障害保健福祉推進室	障害者	8
11	点訳・音訳・手話・要約筆記ボランティア等養成	継続	視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。	点訳・音訳奉仕員養成講座 共通講座：95人 点訳奉仕員養成講習 延 95人（入門・初級・中級クラス） 音訳奉仕員養成講習 延 68人（入門・初級・中級クラス） 手話奉仕員養成講座 303人 要約筆記者養成講座 手書きコース13名、パソコンコース8名 計修了者21名	障害保健福祉推進室	障害者	8
12	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	継続	身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。	身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力の下に、法律相談、結婚相談、住環境相談等の相談事業を実施した。 法律相談： 9件 結婚相談： 218件 住環境相談： 36件	障害保健福祉推進室	障害者	6
13	知的障害者専門相談事業	継続	在宅の知的障害のある人の、自主的な社会活動を育成・支援する。	昨年度に引き続き京都市内における知的障害者専門相談事業を展開し、知的障害者が地域で安心して暮らせるための援助の一端を担うとともに、電話による24時間相談を京都市相談員によって対応した。 【実績】 電話相談 : 442件 弁護士相談 : 18件 専門相談 : 6件 プレカウンセリング : 43件	障害保健福祉推進室	障害者	6

14	障害者相談員設置事業	継続	身体・知的・精神(発達障害を含む。)の3障害対応の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。	身体・知的・精神(発達障害を含む。)の3障害対応の京都市障害者相談員を設置し、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かし、同じ背景を持つ立場で、相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、助言その他の必要な援助等を実施した。 京都市障害者相談員115人(平成28年3月31日時点(委嘱期間:平成26年4月1日~平成28年3月31日) 定数117名)	障害保健福祉推進室	障害者	6
15	手話通訳者、要約筆記者の派遣	継続	聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。	手話通訳者・協力員及び要約筆記者を派遣し、意志伝達手段を確保した。 【実績】 派遣件数:派遣可能手話通訳者 4540件:192人、 派遣件数:派遣可能要約筆記者 203件:83人	障害保健福祉推進室	障害者	8
16	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	継続	ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。	視覚障害者家庭生活訓練、盲青年等社会生活教室、聴覚言語障害者生活訓練、難聴青年・中高年講座、難聴者自立訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練・指導者養成、吃音訓練、点字広報等の発行、字幕入りビデオカセットライブラリー製作貸出、視覚障害者点字即時情報ネットワークの各種事業を実施した。 【実績】 視覚障害者家庭生活訓練:449人、盲青年等社会生活教室:605人 聴覚言語障害者生活訓練:416人、難聴青年・中高年講座:175人、 難聴者自立訓練:363人	障害保健福祉推進室	障害者	8
17	身体障害者障害別体育大会の開催	継続	スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害のある人の自立支援と積極的な社会参加を促進する。	肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施した。 肢体障害: 5月31日開催 102人(体育大会) 11月1日開催 64人(フライングディスク大会) 視覚障害:11月3日開催 200人(個人競技、団体競技) 聴覚障害:11月1日開催 56人(聴覚障害者スポーツ大会)	障害保健福祉推進室	障害者	8
18	知的障害者スポーツ大会の開催	継続	障害者スポーツの一層の発展を図ると共に、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。	知的障害者のボーリング大会を実施した。 ゆうあいボウリング大会 2月20日 45名参加	障害保健福祉推進室	障害者	8
19	全国車いす駅伝競走大会の開催	継続	障害のある人の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。	全国の身体障害者を対象とする車いす駅伝競走を開催した。 日時:3月13日(日) コース:国立京都国際会館~西京極総合運動公園 5区間 21.3 km 参 加:全国23チーム 193人参加(うち選手131人)	障害保健福祉推進室	障害者	8
20	いきいきハウジングリフォーム事業	継続	重度障害のある人が住み慣れた家での生活を暮らしやすくし、また、介護する人の負担を軽減する。	住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成した。 <取組実績> 助成決定件数:69件	障害保健福祉推進室	障害者	7
21	京都市ハンディマップの情報提供	継続	障害のある人の社会参加の促進を図る。	「京都市ハンディマップ(平成23年3月改訂版)」を希望者に随時配付した。	障害保健福祉推進室	障害者	8
22	京都市障害者雇用促進啓発事業	継続	障害のある人の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進する。	障害者雇用支援月間において、京都労働局・京都府・京都府高齢・障害者雇用支援協会と「京都障害者ワークフェア」を共同開催した。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部との連携により、障害者雇用促進月間ポスターを掲出した。<市内33か所>	障害保健福祉推進室	障害者	4
23	精神科救急医療システム	継続	精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制を確保する。	相談件数:3, 145件(うち医療機関紹介等 241件)	障害保健福祉推進室	障害者	3
24	自動車運転免許取得助成	継続	身体障害者の自立と社会参加を図る。	身体障害者が自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する場合に教習のために必要な経費(対象経費の2/3(上限:100,000円))を助成した。 助成件数:18件	障害保健福祉推進室	障害者	8

25	自動車改造費助成	継続	身体障害者の自立と社会参加を促進する。	身体障害者が就労、通学及び通院に伴い自動車の運転を必要とする場合に、その自動車の改造に要する経費（上限：100,000円）を助成した。 助成件数：31件	障害保健福祉推進室	障害者	8
26	重度障害者タクシー料金助成	継続	重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。	重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成した。 1 対象者 次のいずれかに該当する障害があり、市バス・地下鉄の福祉乗車証の制度を利用していない方（福祉乗車証との選択制） (1) 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方 (2) 療育手帳（A判定）の交付を受けている方 (3) 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 2 助成額 1枚につき500円の助成（1,000円以上乗車の場合に限り2枚まで使用可能）で、月4枚年間48枚の利用券を交付。 3 平成27年度実績 交付件数：13,938件	障害保健福祉推進室	障害者	8
27	障害者情報バリアフリー化支援事業	継続	障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。	助成件数：15件	障害保健福祉推進室	障害者	8
28	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	継続	社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある人の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。	身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付した。 割引対象者：142,699人（介護人の人数含む）	障害保健福祉推進室	障害者	8
29	こころのふれあい交流サロンの運営	継続	精神障害のある人の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進する。	延利用人数：34,762人 機能強化型サロン（2箇所）から既存サロンへの相談員派遣による相談実績：321件	障害保健福祉推進室	障害者	3
30	障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業	改善	障害のある人やその家族等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等の相談支援を行う。また、障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う。	市内5つの障害保健福祉圏域ごとに3箇所ずつ、3障害（身体・知的・精神障害）対応型の障害者地域生活支援センターを設置し、相談支援を行った。また、同圏域ごとに1箇所ずつ、障害者地域生活支援センターに基幹相談支援センターの機能を付加し、相談支援実施の後方支援を行うとともに、障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行った。	障害保健福祉推進室	障害者	6
31	京都市障害者施策推進審議会	継続	障害当事者、その家族、事業者、市民、学識経験者等で構成される審議会において、本市の障害者施策について意見聴取しながら取組を推進する。	○京都市障害者施策推進審議会を開催（4回） 議題：障害者差別解消法に基づく対応要領について、 ほほえみプランに掲げる取組実績について 等	障害保健福祉推進室	障害者	11
32	地域リハビリテーション交流セミナー	継続	医療、福祉のみならず、様々な角度から地域リハビリテーションの推進を図り、障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的としている。	地域リハビリテーションの推進と障害の有無に関わらず豊かに生活できる環境づくりを目的として以下のとおり開催した。 （第29回） 開催日 平成27年12月4日 開催場所 京都産業大学 むすびわざ館 テーマ 高次脳機能障害のある方が地域で暮らすために 参加者数 186人 （第30回） 開催日 平成28年1月27日 開催場所 地域リハビリテーション推進センター体育館 テーマ 介護ロボットに触れてみよう 参加者数 112人	身体障害者リハビリテーションセンター	障害者	9

33	くらしとこころの総合相談会	継続	自殺の危機に直面している人たちが、精神疾患等の問題だけではなく、経済的問題、雇用問題、家庭問題等、様々な問題を同時に抱えていることを踏まえ、定期的に相談会を開催し、自殺予防に係る一人一人の事情に応じた支援を行う。	○定例相談 日時：平成27年4月から平成28年3月まで 原則：毎月第4火曜日 午後2時～午後7時 会場：4月から1月は京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都 2月・3月は、キャンパスプラザ京都 ○土曜相談 日時：平成27年9月12日（土）午後1時～午後5時 会場：京都市呉竹文化センター 日時：平成27年12月12日（土）午後1時～午後5時 会場：京都市東部文化会館 日時：平成28年3月12日（土）午後1時～午後5時 会場：京都市北文化会館 相談内容 会場でお話を傾聴し、今後の暮らしやこころのあり方等を一緒に考える機会とする。 （1）くらしの相談（弁護士・司法書士）、（2）こころの健康相談（心理士・僧侶）。 （3）職場、子育て、家庭、健康問題での悩み事相談（京都産業保健総合支援センター職員等、保健師）、（4）自死遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき概ね45分程度 ※ 相談料は無料 相談実人数217人延べ326人。	こころの健康増進センター	複数課題	1
34	講演会及びシンポジウムの開催	継続	市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者、自殺に関する問題への理解を深めてもらう。	精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、市民等に心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深めてもらうため、講演会、シンポジウム等を実施した。 ○思春期・青年期精神保健福祉講演会 テーマ：若者の睡眠を考える 日時：平成27年8月27日（木）13：30～15：45 会場：ウイングス京都 イベントホール 参加者：85人 ○アルコールと健康を考えるセミナー テーマ：女性のアルコール依存症 今とこれから 日時：平成27年8月30日（日）13：00～16：45 会場：京都商工会議所 参加者：145人 ○若者の薬物問題について考える講演会 テーマ：薬物乱用・依存の現状とその回復支援 日時：平成27年12月12日（土）18：30～20：00 会場：京都テルサ テルサホール 参加者：155人	こころの健康増進センター	障害者	3
35	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	継続	精神保健福祉について、市民や医療機関に啓発する。	精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワーク等に随時貸出しした。 ビデオ貸出 5件	こころの健康増進センター	障害者	3
36	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	継続	①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促す。 ②精神に障害を持つ方に関する市民への啓発活動 ③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行う。	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会の下記の活動を支援することにより、精神保健福祉に関する啓発活動等に取り組んだ。 ○講演会や講座の開催 回数：養成講座5回、施設実習2回 参加者：82人（延） ○幹事会 9回 36人（延） ○通信の発行 年1回発行	こころの健康増進センター	障害者	3
37	精神障害者法律相談	継続	精神に障害のある方の人権を擁護し、地域社会における自立、社会参加を支援する。	法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、京都弁護士会に委託して毎月2回、弁護士及び相談員による法律相談を行う。 開催回数：23回 相談件数：36件	こころの健康増進センター	障害者	3
38	精神保健福祉相談事業	継続	市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。	電話相談及び来所相談を実施した。 こころの健康増進センター 電話相談 6,285件（延） 来所相談 883件（延） 保健センター・支所 精神保健福祉相談 開催回数 632回 1,494件	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3

39	精神障害者訪問指導事業	継続	精神に障害のある市民を援助する。	各保健センター・支所の精神保健福祉相談員・保健師が中心となって、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行った。訪問件数 4924件	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3
40	精神障害者地域生活安定化支援事業	継続	グループ活動等を通じて、精神に障害のある方の地域からの孤立を防ぎ、地域生活の安定化を図る。	各保健センター・支所において、毎月1～3回の事業を実施する。 実施回数 343回 参加者 1647名	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3
41	京都市精神障害者社会適応訓練事業	継続	精神に障害を持つ市民が本格的に就労する際に必要となる能力(集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力など)を養い、就労を通じた社会参加と生活の自立を目指す。また、精神に障害を持つ訓練生に対する理解を深める。	事業実施状況訓練登録者数：11名 訓練述べ日数：507日 協力事業所登録数：53ヵ所 社会適応訓練事業主研修会（京都府合同開催）：開催日：平成27年11月25日 参加者数：23名 場所：京都府精神保健福祉総合センター	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3
42	こころのふれあいネットワークの構築	継続	精神保健福祉施策への市民参加を促進する。	関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学習会等の開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、保健センターにおける地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図った。	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3
43	こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加	継続	市民が気軽に参加できる催しを通じて、精神障害について考える機会の提供を図る。	精神障害について市民への啓発を行うために、区民ふれあいまつりなどの交流イベント等を活用し、様々な地域啓発活動を推進する。開催回数19回 参加人数 約3721人	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3
44	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	継続	精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。	各種の冊子、パンフレットを、発行・配布した。 ・センター機関紙「こころここ」の発行 年2回 各4,500部(点字版70部) ・こころの健康に関するリーフレットの配布	こころの健康増進センター	障害者	3
45	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	継続	保健センター・福祉事務所・教育機関等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、業務を実施することができるよう研修会等を実施する。	関係職員を対象とした研修会や講演会の開催 保健師及び相談員対象の研修会 開催回数 7回 受講人数 150名 思春期・青年期精神保健講座 参加者32人 精神保健福祉業務関係者実践研修 参加者28人	こころの健康増進センター	障害者	3
46	こころのふれあいネットワークによる学習会の実施	継続	精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的とする。	こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催する。開催回数31回 参加人数 約1787人	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3
47	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	継続	精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。	開催日：平成27年12月17日 10:00～16:00開催 場所：京都島津アリーナ 参加チーム：12チーム	こころの健康増進センター	障害者	8
48	精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画	継続	精神科病院に入院している精神に障害のある市民が本人の意向に即して、地域で充実した生活ができるよう、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援をする。	行政、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者及びピアサポーター等で構成する地域移行支援連絡会に参画し、事業の運営・内容の検討、関係機関との連絡調整、必要事項の協議等を行う。実務者会議 12回実施	こころの健康増進センター 各区保健センター・支所	障害者	3
49	統合失調症及びうつ病の市民のための就労支援講座	継続	精神障害者の社会復帰及び就労の促進を図る。	開催日：平成28年2月17日開催 テーマ：～病気とつきあひながら働く～「精神障害とリハビリテーション」講演及び「当デイ・ケアの紹介」講話 場所：こころの健康増進センター3階デイ・ケア課 参加者：58名	こころの健康増進センター	障害者	4
50	精神障害者雇用支援連絡協議会	継続	精神障害者に対して職場復帰、雇用促進及び雇用継続等の雇用の各段階に応じた効果的な支援を実施する。	開催日：平成27年6月19日及び平成28年1月15日 場 所：京都障害者職業センター	こころの健康増進センター	障害者	4

51	若杉祭の開催	継続	地域住民等との交流を図ることにより、利用者に対して身近な地域社会への参加を支援すると共に、多くの市民の方に障害者福祉についての理解を深める。	若杉学園での利用者の様子や活動状況をスライドショーで紹介したり、利用者が創作に参加した物品を販売する等のことを通じて、学園周辺の地域住民との交流を図ることのより、広く市民の方に障害者福祉の理解をより一層深めることができた。 【若杉祭の開催】 日時：11月7日 場所：若杉学園内中庭	若杉学園	障害者	8
52	ホームレスの自立の支援等	継続	個々の状況に応じた丁寧で粘り強い支援に取り組むことにより、ホームレスの自立を支援する。	・「ホームレス訪問相談事業」を実施し、相談員がホームレスの生活する場所を訪れ、生活や健康面の相談、関係機関への同行支援等、自立に向けた相談支援に取り組んだ。 ・「ホームレス緊急一時宿泊事業」を実施し、延べ734名のホームレスに対し、一時的な宿泊場所を提供し、自立に向けた支援に取り組んだ。 ・「ホームレス能力活用推進事業」を実施し、一時宿泊所等に入所しているホームレスに対し清掃等の職に従事する機会を提供する等、自立に向けた支援に取り組んだ。 ・「ホームレス無料法律相談事業」を実施し、多重債務等の法的な課題があるホームレスに対し、弁護士による相談の機会を提供する等、自立に向けた支援に取り組んだ。	地域福祉課	ホームレス	1 2 3
53	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	継続	福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。	「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムを活用し情報誌を発行した。 ・ホームページの運用による情報発信 【アクセス件数】計86,996件 ・メールマガジンの発行（2種類） 「ボランティア京都」の発信 【登録者】820名 【回数】51回 「助成金情報」の発信 【登録者】667名 【回数】57回 ・団体・活動情報サーチシステムの管理運営 【登録団体】212団体 【情報発信件数】711件 ・月刊誌「ボランティアーズ京都」の発行 【発行回数】年間11回 【発行部数】各回9,000部	地域福祉課	複数課題	1
54	ボランティアに関する各種講座の開催	継続	福祉ボランティアに係る人材を養成する。	「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催し、人材養成を行った。 1 京都市福祉ボランティアセンター事業 ・ボランティア実践講座（4回、延べ81名） ・ボランティアコーディネーター研修会（1回、34名） ・情報保障支援講座（ノートテイク養成） 初心者編（1回、49名） 2 区ボランティアセンター事業 ・入門講座（11区、33講座） ・各種体験学習（11区、46回） 3 京都市福祉ボランティアセンター、市・区社会福祉協議会等との共催 ・地域福祉・ボランティア活動カレッジ（1回、198名）	地域福祉課	複数課題	1
55	ひとり親家庭等医療費支給事業	継続	ひとり親家庭等の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。	母子家庭の児童とその母親及び父子家庭の児童とその父親並びに父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり） 月平均受給者数 27,785人、1人当たりの助成額 38,451円	地域福祉課	子ども	6
56	子ども医療費支給事業	改善	子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。	中学校3年生までの子どもに対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。（所得制限なし） ※平成27年9月から対象を中学校3年生までに拡大した。 【実績】月平均受給者数 136,540人、1人当たりの助成額 12,706円	地域福祉課	子ども	6
57	老人医療費支給事業	継続	高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。	所得税非課税世帯に属する方又は寝たきり・一人暮らし・老人世帯に該当する方に対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給。（所得制限あり） ※平成27年4月から一部負担金の割合を変更し、平成27年8月から対象要件を見直した。 月平均受給者数 23,676人、1人当たりの助成額 95,278円	地域福祉課	高齢者	9

58	重度心身障害者医療費支給事業	継続	重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。	1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の自己負担額に相当する額を支給。（所得制限あり） 月平均受給者数 12,487人、1人当たりの助成額 180,652円	地域福祉課	障害者	12
59	重度障害老人健康管理費支給事業	継続	重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。	京都市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者で、1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方に対し、後期高齢者医療の自己負担額に相当する額を支給した。（所得制限あり） ○年間平均受給者数 14,428人 ○一人当たり支給額 97,601円	保険年金課	障害者	12
60	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	継続	外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。	外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所・京北出張所で配布。 2年に一度作成（更新）しており、27年度においては、8,000部を作成した。	保険年金課	多文化	2
61	里親支援事業	継続	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進など、里親に対する支援を総合的に推進する。	〔普及啓発、研修〕 里親経験者による講演会（106名）や里親制度の説明会等の実施（出前講座12回実施）、制度に関するパンフレットの配布整備（約5,000枚）、公共交通機関や広報誌によるPR活動、養育里親、専門里親研修の実施。 〔里親家庭への支援〕 里親家庭への訪問相談（551件）。相互交流の支援。家事養育支援。	児童家庭課	子ども	6
62	子ども支援センターの運営	継続	「京都市未来こどもはぐみプラン」に掲げる子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支えあう子育て支援の風土作りのための、行政区レベルにおけるネットワークの拠点を構築する。	子ども支援センターにおける相談受付件数が増加している状況を踏まえ、子どもと家庭に関する様々な相談に対し、子育て情報の提供から、相談室や家庭訪問、関係機関との連携による個別処遇まで、相談内容に応じ、より適切な対応を行えるよう取り組んだ。	児童家庭課	子ども	5
63	地域子育てステーションの設置	改善	「京都市未来こどもはぐみプラン」の重点施策と位置付け、身近な地域における子育て支援に関わる相談・ネットワークの拠点として保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として指定している。	これまで、市内175箇所のステーションにおいて、引き続き、子育て相談や子育て講座の開催、園庭開放及び育児に関する情報提供等の事業に取り組んできたが、より一層の取組の充実を図るため、すべての児童館・保育園（所）をステーション事業実施施設とするとともに、「地域（小学校通学区域）の子育てネットワークづくり」、「ネットワークを活用した子育て支援の地域展開」を新たな役割として加えた。 なお、事業担当者に対する子育て支援等に関する研修は、継続して実施した。	児童家庭課 保育課	子ども	5
64	京都子どもネットワーク連絡会議	改善	子どもと家庭に関わる行政機関、民間団体等が連携し、情報交換や様々な活動を行い、子どもの健全育成・子育て支援の取組を進めていく。	全体会議 1回 （27年度以降、京都市未来こどもはぐみプランの進捗よく管理は、「京都市子ども・子育て会議」で行う。） 京都やんちゃフェスタ第2部作業部会 2回	児童家庭課	子ども	5
65	児童虐待防止に係る広報啓発	継続	児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。	昨年度までの実績を踏まえ、ポスター掲示やチラシ配布場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。 平成28年3月発行「あした笑顔になあれ子どもの安全・安心のために」のパンフレット作成	児童家庭課	子ども	2
66	京都はぐみ憲章の推進	継続	平成19年2月に制定した「京都はぐみ憲章」を普及啓発し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指す。	「子どもを健やかに育む社会」の実現を目指して、市民団体等の実践行動とも協調した市民との共汗の取組を進め、憲章の更なる普及促進を図った。 また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年の取組目標である「行動指針」を平成27年6月に策定、「実践推進者表彰」を平成28年2月に実施、「憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を通じて、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進した。	児童家庭課 教育委員会 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	子ども	1

67	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育過程及び指導計画に基づく保育の実践	継続	子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。	厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育過程及び指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開した。	保育課 保育所	教育・啓発	1
68	障害のある児童の保育の充実	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開した。	保育課 保育所	障害者	10
69	幅広い地域からの入所と交流	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが障害のない子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開した。	保育課 保育所	教育・啓発	1
70	男女の共生を進める保育の推進	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう、配慮する保育を展開した。	保育課 保育所	男女	4
71	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	継続	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。	厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開した。	保育課 保育所	多文化	4
72	地域の保護者・児童の自立の支援等	継続	家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。	厚生労働省告示の平成20年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行った。	保育課 保育所	教育・啓発	1
73	地域子育て支援事業の拡充	継続	保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組むため、「京都市未来こどもはぐくみプラン」の重要施策である「子育て支援ネットワーク」の地域レベルのネットワークとして事業を実施。	昨年度年間を通じて実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産後の子育てに不安を抱く夫婦や子育て家庭向けに様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図った。	保育課 保育所	子ども	6
74	子育て学習会・子育て講演会の開催	継続	子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。	子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供した。昨年度、年間を通じて行った各保育所での研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味した。	保育課 保育所	教育・啓発	1
75	保護者会活動の支援	継続	子どもを慈しみ育むために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような事業を実施する。	各保育所で年間を通じて行った育児講座や親子の集いなどにおいて、保護者会活動の支援を行った。	保育課 保育所	教育・啓発	1
76	保育利用に関する外国語パンフレット等の配布	継続	本市に在住する外国人の方に、保育施設・事業所に関する情報を効果的に発信する。	本市に在住し、保育施設・事業所への入所を希望する外国人の方向けに、保育制度や保育利用申込手続等を説明した外国語版（英語・中国語）申込の御案内冊子を配布した。	保育課	多文化	2

77	保育所職員研修	継続	「子どもの主体としての心を育てる保育」「人権を大切にする心を育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。	把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子どもの主体としての心を育てる保育」「人権を大切にする心を育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も保育課主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施した。	保育課	推進・研修	2
78	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施	継続	児童虐待防止等に関する活動を効果的に行う。	教職員、施設職員、民生・児童委員等を対象とした講師派遣を13回実施し、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう専門的な研修を実施した。	児童福祉センター	子ども	2
79	「子ども虐待SOS専用電話」による通告・相談受付	継続	児童虐待に対して迅速かつ的確に対応する。	児童虐待に関する通告や相談などを受け付ける専用電話（TEL801-1919）を設置（平成13年6月25日）し、夜間・休日を含む24時間体制で迅速かつ的確に対応した。 相談受付件数2,342件	児童福祉センター	子ども	2
80	児童虐待防止ホームページによる情報提供	継続	虐待の未然防止と早期解決を図る。	虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者がインターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や、子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自分の問題解決の一助としてもらうとともに、虐待を知った市民の本市への通告方法等についての情報提供を行った。 アクセス件数43,359件	児童福祉センター	子ども	2
81	児童虐待に関する職員の専門性の向上	継続	虐待ケースの処遇の向上を図る。	児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている虐待家庭を対象とした保護者支援プログラムの習得及びスキルアップのため、児童相談所内の研修を開催するとともに、専門機関が主催する研修に職員を派遣した。 安全パートナーリング所内研修（3回）、どならない子育て練習法トレーナー養成講座所内研修（3日間）、サインス・オブ・セーフティアプローチ派遣研修（2日間、3名派遣）、京都府警との児童虐待事案対応合同訓練 11月 京都府警察学校で実施 ※上記の他、子どもの虹情報研修センター等が実施する児童虐待対応に係る研修に職員派遣	児童福祉センター	子ども	2
82	児童相談所の体制強化	改善	近年、増加傾向にある児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うとともに、対応後のフォローを含めて一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所及び第二児童相談所の機能充実を図る。	児童相談所及び第二児童相談所においては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置するなど、増加する児童虐待に係る相談や通告に対応してきた。 平成27年度には、児童心理司を17名から18名に1名増員し、支援体制の強化を図った。	児童福祉センター	子ども	2
83	子育てサポートプログラム普及推進事業	継続	早期の子どもへの発達支援のため、保育所等における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーションを行い、地域の支援体制の強化を図る。	保育課・保健医療課・かがやき・発達相談課によるワーキングチームにより、子育て支援用のプログラム「みんな・はなまる」を作成した。2月にはプログラムによる支援者養成研修会を2日間実施し、拠点事業担当保育士を中心に35名が受講した。28年度より、拠点事業担当保育士が地域5か所において本プログラムを用いた保護者支援を実施を開始する予定であり、総合支援担当職員が運営実施のサポートを行う。	児童福祉センター	障害者	5
84	発達障害者支援センター「かがやき」の運営	継続	発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう支援する。	発達障害のある方とその家族等が地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発・研修の4機能の事業を実施した。 実支援人数 ・相談支援：760件 ・就労支援：163件 ・発達支援：61件 ・普及啓発・研修：市民向け公開講座の開催、講師派遣、研修生・見学の受入れ、ガイドブックの発行、ホームページの発信 など	児童福祉センター 障害保健福祉推進室	障害者	5

85	～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業	継続	認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。	①「気づいて・つながる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」(26年度作成：全市版)の地域での活用を進めるため、区役所・支所職員及び高齢サポート職員などを対象に、地域での活用や普及に向けた研修などを実施した。 〔地域ごとの取組の推進(研修含む)14箇所〕 ②行方不明(徘徊)リスクの高い高齢者の事前相談・登録や行方不明時の発見協力依頼の情報提供・共有を市域全体で実施するため、平成28年3月、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」を策定のうえ、運用を開始した。併せて市民啓発のため「認知症フォーラムinきょうと」を実施した 〔開催日：平成28年2月28日 参加者：242人〕 ③地域包括支援センター、区役所・支所、保健センターなどの窓口職員向けに若年性認知症の医学的理解や支援制度や窓口、また障害者就労支援を学ぶ基礎研修を実施した。 〔開催日：平成28年1月13日 参加者：71人〕	長寿福祉課	高齢者	3
86	京都市高齢者虐待シェルター確保事業	継続	虐待シェルター確保事業を実施し、高齢者の生命・身体 の安全を確保する。	介護保険の要介護認定で要支援又は非該当(自立)と認定され、施設サービスを利用できない高齢者等が、一時的に虐待から逃れるための居室の確保を図った。 ○ 平成27年度利用件数 8件	長寿福祉課	高齢者	1
87	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	継続	言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。	外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。平成27年度 支援人数：90名	長寿福祉課	多文化	2
88	高齢者虐待防止事業	継続	高齢者が住み慣れた地域において、尊厳が保たれ、安心して生活できる地域社会の構築を目指す。	高齢者虐待の防止を目的として、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成、講演会の開催(1月27日 参加者57名)を行うとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修(一般市民向け4回 専門職向け8回)を実施した。	長寿福祉課	高齢者	1
89	認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業	継続	高齢者が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。	認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法等を学び、地域や職域などで認知症高齢者や家族などを見守る「認知症サポーター」や、同講座の講師となる「キャラバンメイト」を養成するとともに、同講座の修了者を対象とした、認知症や介護に関する知識等の更なる向上を図る一歩前進のための「認知症サポーターアドバンス講座」を実施する。 また、認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他支援を行う「認知症サポート医」を養成するとともに、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施する。 ①認知症サポーター養成講座〔受講者数：12,857人〕 ②キャラバンメイト養成講座〔受講者数：120人〕 ③認知症サポーターアドバンス講座〔受講者数：46人〕 ④認知症サポート医養成講座〔受講者数：10人〕 ⑤かかりつけ医認知症対応力向上研修〔受講者数：84人〕	長寿福祉課	高齢者	3
90	京都市成年後見支援センターの設置・運営	継続	認知症高齢者等が増加する中で、一層高まる成年後見制度の需要に対応するため、制度を必要とする方々の相談からその利用までの一貫した支援を行う。	長寿すこやかセンター内に設置した「京都市成年後見支援センター」において、成年後見制度に関する相談や利用に至るまでの支援を行った。 ○ 平成27年度実績 ・新規相談 652件 ・継続相談 322件	長寿福祉課	高齢者	2
91	京都市居住支援協議会	継続	高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。	・高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」と、住まい探しに御協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」について、平成27年度末までに4,485戸・105店の登録及び情報提供を行った。 ・「高齢期の住まいの相談会」を計4回開催し、計43組の相談に応じた。 ・高齢者ができるだけ安定的・継続的に地域生活が営めるよう、福祉・不動産関係者等と連携して、空き家情報の提供や社会福祉法人による見守り等のサービスを一体的に行う「京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業」を平成26年度から実施している。平成27年度には、306件の問合せがあり、28件の成約があった。 ・高齢者の居住支援の重要性について、不動産事業者の会合等に、現場で高齢者居住支援を実践されている方々を講師として派遣(計4回)し、「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」の取組や、高齢者居住支援に関する取組について講演していただいた。 ・全国の地方公共団体や民間企業等で高齢者居住に関する事業計画等に携わる担当者を対象とした研修会を開催し、約160名の参加があった。(一般社団法人高齢者住宅財団との共催)	長寿福祉課 都市計画局 住宅政策課	高齢者	9

92	市民後見人の養成	継続	認知症高齢者等の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足が見込まれる後見人を確保に資するとともに、専門職の後見人と比べて後見人報酬が低額であり費用負担が困難な市民の制度利用の促進につながることから、市民後見人を養成する。	後見人の確保に資するとともに、後見人不足の解消により制度利用が促進されることから、家庭裁判所や弁護士会、大学等の各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成及び活用を進める。 ○ 市民後見人累計受任者数： 27人（平成27年度末）	長寿福祉課	高齢者	2
93	敬老乗車証の交付	継続	高齢者の生きがいづくりや介護予防に役立てる。	高齢者が、さまざまな社会活動に参加し、生きがいづくりや介護予防に役立てていただけるよう、70歳以上の高齢者に敬老乗車証を交付する。 ○ 平成27年度 交付者数：133,135人	長寿福祉課	高齢者	6
94	シルバー人材センターへの助成	継続	概ね60歳以上の高齢者に対し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業を提供することにより、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。	高齢者の経験や能力を活かせる臨時的かつ短期的な仕事を提供する「シルバー人材センター」への支援を行うことで、高齢者の積極的な社会参加を図った。 ○平成27年度 シルバー人材センター会員の就業率 71.2%	長寿福祉課	高齢者	6
95	老人福祉センターの運営	継続	高齢者の健康で明るい生活を支援する。	高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じた。 ○ 平成27年度利用者数 67,178人	長寿福祉課	高齢者	6
96	老人いこいの家の設置	継続	高齢者が安寧な毎日が送れるよう、静かで快適な環境を提供する。	老人いこいの家を設置し、高齢者の憩いと静養の場を確保するため、施設の提供を行った。 ○ 平成27年度利用者数 25,340人。	長寿福祉課	高齢者	6
97	老人クラブへの活動費補助	継続	老人クラブ(すこやかクラブ京都)の多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を推進する。	同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助した。	長寿福祉課	高齢者	6
98	老人クラブハウスへの助成	継続	高齢者の生きがいづくりの充実を図る。	高齢者の集会、クラブ活動及び慰安の場として、高齢者の生きがいを高めるために設置された老人クラブハウスに対し助成した。 ○ 平成27年度助成件数98箇所	長寿福祉課	高齢者	6
99	老人スポーツの普及事業	継続	高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、老人スポーツの普及振興を図る。	各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施した。 ○延べ参加人数：約8,100人	長寿福祉課	高齢者	6
100	高齢者・障害者権利擁護推進事業	継続	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。	「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関連団体の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図った。 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図った。 ○ 平成27年度実績 ・京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク運営会議及び連絡会議の開催（各1回） ・市長申立件数 103件（高齢者のみ） ・後見人報酬等公費助成件数（高齢のみ） 申立費用 16件 後見人等報酬 339件	障害保健福祉推進室 長寿福祉課	高齢者	2
101	市民すこやかフェアの開催	継続	市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図る。	高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして、第24回市民すこやかフェア2015を平成27年11月28日、29日に開催した。 参加者数 23,000人	長寿福祉課	高齢者	7
102	老人の日記念行事を通じた取組	継続	広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。	多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うための取組を実施する。 平成27年度敬老記念品贈呈事業対象者 373人（男性45人 女性328人）	長寿福祉課	高齢者	7
103	ねんりんピックへの選手派遣	継続	京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。	健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与する全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣した。 ○ 平成27年度派遣人数 162名（山口県）	長寿福祉課	高齢者	6

104	老人福祉員設置事業	継続	地域において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。	老人福祉員が、概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者を訪問し、安否の確認、話し相手となることで、地域の一人暮らし高齢者を見守る。 【主な活動】 ①家庭訪問や電話による高齢者の安否確認、②高齢者の日常生活等の話し相手、③関係民生委員・児童委員への連絡及び連携、④福祉事務所など関係機関への連絡及び連携、⑤その他高齢者の福祉向上を図る上で必要なこと 【その他】 ①各老人福祉員の活動の一助とするべく、毎年1回、京都市全域の老人福祉員を対象に研修を実施 ②京都市内各区において、各区の事情に応じて研修を実施 定数：1, 472人	長寿福祉課	高齢者	5
105	一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業	継続	既存の地域のネットワークを充実させ、今後、増加が見込まれる一人暮らし高齢者や支援が必要な高齢者等を的確に把握し、必要に応じたサービスを迅速に提供していくことを可能とすることにより、一人暮らし高齢者等が地域で安心して健やかに暮らせる環境を整える。	一人暮らしお年寄り見守りサポーターが、普段の暮らしや仕事の場において、従来から知っている一人暮らし高齢者等への目配りを行い、見守りが必要と思われる場合や、高齢者の変化に気付いた場合に、地域包括支援センターに連絡・相談する。 また、連絡を受けた地域包括支援センターは、地域の既存のネットワークの中で、民生委員・児童委員及び老人福祉員等の関係機関と連携し、状況確認を行うとともに必要に応じた支援を行った。 平成27年度 見守りサポーター登録者数：13,621人	長寿福祉課	高齢者	5
106	一人暮らし高齢者全戸訪問事業	継続	高齢サポートの専門職員が、専門的な知識や経験に基づく訪問活動を実施することにより、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じて介護サービスの利用、日常的な見守り等の適切な支援に繋げていくとともに、地域のネットワーク構築、高齢サポートの認知度を向上させる。	高齢者高齢サポートの専門職員（保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員等）による、市内の一人暮らし高齢者への戸別訪問活動を実施した。 平成27年度訪問活動実施 78,473人	長寿福祉課	高齢者	5
107	介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布	継続	外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深める。	介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの点字版を配布した。	介護保険課	複数課題	1
108	介護サービスの提供	継続	住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるよう、加えて特別養護老人ホーム入所者のその人らしい生活と継続を図るよう、介護サービスの充実を進める。	在宅生活を支えるための居宅系サービスや地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備及び特別養護老人ホームの個室・ユニットケアを推進した。	介護保険課	高齢者	4
109	AIDS文化フォーラムin京都の共催	継続	「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とする。	平成23年度から毎年10月にエイズに関わる各種団体・個人が集まりAIDS文化フォーラムin京都を開催しており、本市も共催として参画している。平成27年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のHIV検査を実施した。 開催期間：平成27年10月3日～4日 テーマ：エイズを知ろう エイズで学ぼうV	保健医療課 文化市民局 勤労福祉青少年課	感染症	3
110	HIV検査普及週間における検査・啓発体制の拡充	継続	HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、感染不安を持つ市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。	HIV検査の普及を図るため、感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名の夜間即日検査を6月に臨時で実施した。 受験者数：27名	保健医療課	感染症	1
111	世界エイズデー街頭啓発事業	継続	エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消を図る。	12月1日世界エイズデーの関連事業として関係団体等と協働して、街頭啓発イベント等を実施した。	保健医療課	感染症	3
112	エイズ相談・カウンセリング体制の充実	継続	エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。	エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝えた。	保健医療課	感染症	1
113	エイズ啓発パンフレット作成・配布	継続	エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。	エイズ啓発パンフレットを市内高校、大学・短期大学、成人式参加者に配布し、市民向けに保健センター窓口に設置した。	保健医療課	感染症	3
114	「HIV土曜検査」の拡充	継続	保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、更なる受検機会の確保を図る。	保健センターにおいて検査を実施すると共に、下京保健センターにおいて夜間即日HIV検査を、京都工場保健会において土曜日に即日HIV検査を実施した。 受験者数：保健センター等 2, 289名 夜間769名 土曜410名	保健医療課	感染症	1

【保健福祉局】

115	国が実施する研修会やエイズ専門講師による研修会	継続	保健センターにおけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させる。	国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修、及び外部専門講師等による研修会を実施した。 ①国が実施した研修会 開催日：平成27年7月28日～7月31日（4日間） 開催回数：1回 参加者数：2人 ②エイズ予防財団が実施した研修会 開催日：平成27年10月15日～10月16日（2日間） 開催回数：1回 参加者数：7人 ③市で実施した研修会 開催日：平成27年4月13日、5月15日、7月19日、9月18日、12月11日 開催回数：1回ずつ 参加者数：82人	保健医療課	感染症	2
116	京都動物愛護センターにおける京都市職員の研修	新規	職員の人権意識を高める。	5月の憲法月間と12月の人権月間を中心に研修会を実施 5月28日（木）参加者 10人 12月24日（木）参加者 9人	京都動物愛護センター担当課	推進・研修	2

都市計画局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	京都市居住支援協議会	継続	高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。	・高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」と、住まい探しに御協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」について、平成27年度末までに4,485戸・105店の登録及び情報提供を行った。 ・「高齢期の住まいの相談会」を計4回開催し、計43組の相談に応じた。 ・高齢者ができるだけ安定的・継続的に地域生活が営めるよう、福祉・不動産関係者等と連携して、空き家情報の提供や社会福祉法人による見守り等のサービスを一体的に行う「京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業」を平成26年度から実施している。平成27年度には、306件の問合せがあり、28件の成約があった。 ・高齢者の居住支援の重要性について、不動産事業者の会合等に、現場で高齢者居住支援を実践されている方々を講師として派遣（計4回）し、「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」の取組や、高齢者居住支援に関する取組について講演していただいた。 ・全国の地方公共団体や民間企業等で高齢者居住に関する事業計画等に携わる担当者を対象とした研修会を開催し、約160名の参加があった。（一般社団法人高齢者住宅財団との共催）	住宅政策課 保健福祉局 長寿福祉課	高齢者	9
2	バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進	継続	すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図る。	建築物を建築する際には、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行った。 ○条例に基づく協議件数：613件 また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、バリアフリー整備の一層の促進を図った。 ○適合ステッカー交付件数：131件、優良プレート交付件数：45件	建築審査課	障害者	7
3	交通バリアフリーの推進	継続	高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、駅等のバリアフリー化を推進する。	平成27年度は、策定済の「移動等円滑化基本構想」に基づき、駅のバリアフリー化整備や駅のホーム上における利用者の転落防止対策に対して補助金を交付した。 また、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進した。 ○補助金交付件数：7件	歩くまち京都推進室	障害者	7
4	「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布	継続	市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図るため。	市営住宅に居住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布した。	住宅管理課	多文化	2

建設局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	「人にやさしいみちづくり」の推進	継続	歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。	「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、歩道の段差解消や勾配の改善などに取り組み、「人にやさしいみちづくり」を推進していく。土木事務所においては、歩道整備等の8工事で歩道の段差解消や勾配の改善を実施した。	道路環境整備課 土木管理課	障害者	7
2	バリアフリーに適応した公園整備の推進	継続	誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。	幡枝石清水公園の新設整備を行った。	みどり政策推進室	障害者	7

会計室

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	職員研修	継続	研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。	・憲法月間において、人権に対する認識を深めるための職場研修を実施 内容：講義（認知症について） 成果：実例を用いた講義により、介護者としての対応の仕方を学習するとともに早期発見の手がかりをつかんだ。 日時：9月18日（金）及び9月30日（水） 参加者：30人 ・人権月間において、人権に対する認識を深めるための職場研修を実施 内容：講義・討議（LGBTについて） 成果：LGBTの理解を深めLGBTの方との接し方等を知ることができ良い機会となった。 日時：12月8日（火） 参加者：29人	会計室	推進・研修	2

北区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん区版において「憲法月間」「人権月間」の時期を中心に、人権啓発に関する記事を掲載した。 市民しんぶん北区版への掲載記事 5月15日号…5月は憲法月間です。 11月15日号…北区制60周年記念・人権月間事業 未来につなげる北区のこころ『WA(わ)』のこころ 12月15日号…人権啓発作品展	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発	2
2	憲法月間街頭啓発	継続	基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、区民の人権擁護意識のより一層の普及と高揚を図る。	基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組の一環として、憲法月間に街頭啓発を実施した。 日時：5月22日（金） 場所：キタオオシタウン、北野白梅町 参加人数：17人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発	継続	多数の区民に人権に関する情報を提供する。	多数の区民の参加が見込める「北区民ふれあいまつり2015」において、舞台での人権啓発を行った。 日時：6月6日（土） 場所：船岡山公園内 内容：人権に関する舞台での啓発活動	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	人権啓発作品展	継続	人権擁護意識の普及高揚を図る。	人権月間に、小学生児童による絵画、習字、標語等の作品展を実施した。 日時：12月1日～15日 場所：北区役所1階、キタオオシタウン 内容：区内小学校児童生徒等による絵画、習字等の作品を展示	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	北区「人権のつどい」	継続	区民の人権擁護意識の普及高揚を図る。	人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的に講演会や映画等を実施した。 日時：12月5日（土） 場所：北文化会館 内容：講演会、映画上映等の開催	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	北区こころのキャンパスネットワーク	継続	こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図る。	・合同スポーツ大会の開催 内容：卓球、シェンガ、玉入れ等 日時：6月24日（参加者65名）、10月21日（参加者64名） 場所：障害者スポーツセンター ・「夢と希望の作品展」開催 日時：12月22日～12月27日（参加者406名） 場所：SPACEろさんじ ・地域講演会（上賀茂学区） 日時：3月8日（参加者18名） 場所：上賀茂会館 ・ボランティア交流会の開催 日時：6月8日（参加者1名） 場所：北保健センター ・当事者の集い（年10回、参加者32名）	健康づくり推進課	障害者	3
7	精神保健福祉事業（家族懇談会）	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを図る。	・交流会、医師との懇談会等の実施 日時：5月22日（参加者4名）、11月27日（参加者1名） 場所：北保健センター	健康づくり推進課	障害者	3

上京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 ＜27年度実績＞ 5/15号 「憲法月間 映画のつどい」 8/15号 「こころのふれあいネットワーク」イベント 12/15号 「人権月間 講演のつどい」	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
2	庁舎内における人権コーナー設置	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権啓発パネル展示コーナーを設置し、幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供した。 日 時：憲法月間期間中（5月） 人権月間期間中（12月） 場 所：上京区総合庁舎内	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	憲法月間「映画のつどい」	改善	区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。	多くの人に参加していただくため、日本語字幕、音声ガイド付きで映画を上映した。加えて、同志社大学の関根千佳教授から「100年の人生を楽しく生きよう」と題して御講演（30分程度）いただいた。 また、開催日当日、会場内に人権啓発パネルを設置し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図った。 日 時：5月28日 午後1時30分～午後4時15分（第1部） 午後6時15分～午後8時35分（第2部） 内 容：講演「100年の人生を楽しく生きよう」＋映画上映「くじけないで」 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール 参加人数：1045人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	人権月間「講演のつどい」	改善	区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。	100万人といわれる吃音者の苦悩にスポットをあて、就職差別等あまり一般には知られていない現状を多くの人に知ってもらい、人権について考えるきっかけにしていた。 日 時：12月19日 内 容：講演「吃音と生きる」 場 所：上京区総合庁舎内 講 師：近藤 雄生 参加人数：170人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	継続	多くの区民に人権に関する情報を提供する。	上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時：10月25日（11時～15時） 場所：二条城北小学校 参加人数：約8000人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	改善	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	地元学区に積極的な参加を呼びかけ、啓発活動に参加していただいた。 日 時：5月19日、5月20日、5月25日、11月25日、12月3日、12月7日 内 容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発（啓発物品配布） 場 所：出町商店街、北野天満宮、堀川丸太町イズミヤ周辺	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
7	上京こころのふれあいネットワークイベント～ひびきあうこころとこころ～	継続	こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざす。	関係機関と連携をはかり、より広く市民に向け、障害者への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。 地域の方々にこころの病に対する理解を深めていただき、様々な気づきや学びを得ていただけた。 内容：講演会 8月31日実施107名参加 地域住民との勉強会 11月2日実施26名参加 11月16日実施35名参加 啓発パネル展示、12月16日～12月24日	健康づくり推進課	障害者 3

8	精神保健事業「精神障害者 家族懇談会」	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する機会を提供する。 日頃の悩みを相談することができ、本人への対応について新たな視点を持っていただくことができた。 実施回数：2回	健康づくり推進課	障害者	3
9	精神保健事業「精神障害者 社会復帰相談指導事業」	継続	回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進する。	27年度から精神障害者地域生活安定化支援事業として実施。 在宅の精神障害のある方が保健センターに集い、ミーティング、創作活動、施設見学、スポーツ等の所内外の活動を行う。 社会参加へのステップアップとして、また、息抜きのか場や居場所として利用されている。 実施回数35回	健康づくり推進課	障害者	3

左京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権について考えるための事業を広く区民に周知した。 【27年度実績】 ・5月15日号4面「憲法月間」の周知 ・8月15日号4面「人権啓発パネル展」（区役所1階ロビー）8/17（月）～31（月）の開催を周知 ・10月15日号4面「人権月間」講演会「ニュースの裏側からみた人権問題」高岡直之氏12/3（木）170名の開催を周知	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
2	“ほんまもん”の伝統文化を楽しもう	継続	左京区基本計画事業と連携した取組として、文化的な環境に恵まれた左京区において、次代を担う子どもたちに、日本を代表する伝統芸能である「狂言」を体験・鑑賞してもらうことにより、こころ豊かで創造あふれる子どもたちの育成の一助とする。 また、近代まで芸能者が被差別身分とされていた狂言等の芸能について認識を深め、その歴史的背景から人権について考える契機とする。	・“ほんまもん”の伝統文化を楽しもう 日時：2月23日（火）午後2時～午後3時20分 内容：狂言の鑑賞会 場所：京都観世会館 参加人数：474名	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
3	人権強調月間「人権啓発パネル展」	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	日時：8月17日（月）～31日（月） 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	人権月間「心のふれあいみんなの広場」	継続	人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図る。	人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる講演会もしくは映画鑑賞会を実施した。 ・心のふれあいみんなの広場 日時：12月3日（木） 場所：京都市国際交流会館イベントホール 参加者：102名	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	人権月間「児童絵画展」	継続	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示した。 日時：12月1日（火）～11日（金） 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	地域ぐるみによる街頭啓発	継続	幅広い区民に対して人権について考える機会を提供する。	憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施した。 5月14日（木）区内3箇所 12月1日（火）区内3箇所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）。通年にわたり、弁護士・市職員が対応した。	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1

8	区民ふれあい事業	継続	幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。	・第33回左京区民煎茶会 日時：6月23日（火） 午前10時～午後3時 ・左京区民ふれあいまつり2015 日時：7月26日（日） 午前10時～午後3時 ・左京区民ふれあいセミナー 日時：8月20日（木） 午後13時30分～午後4時 ・第23左京区民ふれあいウォーキング 日時：11月23日（月／祝） 午前9時30分～午後1時 ・第19回左京区民正月いけ花教室 日時：12月18日（金） 午後1時30分～3時30分 ・第25回左京区民作品展 日時：2月23日（火）～25日（木） 午前10時～午後5時（最終日のみ午後3時まで）	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
9	左京こころのふれあいネットワークイベント ～こころときめき芸術祭～	継続	こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指す。	・より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫した。 ・日時：10月29・30日（市障害者スポーツセンター） 534名 ・内容：舞台発表、合同作品展、作業所祭り等	健康づくり推進課	障害者	3
10	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	・精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習した。 ・実施回数 6回 実人数 25名 延人数 67名	健康づくり推進課	障害者	3
11	精神保健事業「精神障害者社会復帰相談指導事業」	継続	精神に障害のある方を対象に、社会復帰にむけた活動を通じて精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	・回復途上にある精神障害者の円滑で無理の無い社会復帰を促すため、レクリエーション活動・創作活動・所外活動を行った。 ・実施回数 27回 実人数 15名 延人数 127名	健康づくり推進課	障害者	3

中京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権啓発パネル展、人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載した。 掲載：5月15日号、8月15日号、10月15日号	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発	2
2	子どもふれあい鑑賞会	継続	子どもたちを楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深める。	子どもたちを楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深めることを目的として開催した。 開催日：8月30日（日）、場 所：こどもみらい館	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	小・中学生による人権啓発ポスター展等の開催（書初め展）	継続	小・中学生に人権の大切について考える機会を提供する。	小・中学生書初め展を行った。 開催日 2月9日（火）～2月25日（木） 場 所 区役所1階区民ホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。	憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行った。 【街頭啓発】開催日：5月19日（火） 場 所：二条駅前 【パレード】開催日：12月8日（火） 場 所：寺町通（御池～四条間）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	区役所等における人権パネル展の開催	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	「人権啓発パネル」展 日 時：5月8日（金）～5月20日（水） 場 所：区役所1階区民ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	地域啓発推進協議会による連携充実	継続	中京区内の行政機関が各種事業の企画・立案会議を開催し、人権文化の構築を目指す。	人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催した。 日 時：4月28日（火）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	人権施設見学会の開催	継続	人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。	区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる施設を訪れ、人権の大切さを考えるツアーを実施した。 日 時：9月16日（水） 場 所：滋賀県平和祈念館（滋賀県東近江市）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
8	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 日 時：毎週水曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	1
9	人権講演会	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権月間取組として、「人権問題」をテーマとした講演会を実施した。 人権講演会 日 時：12月12日（土） 場 所：ウィングス京都 講 師：水谷 修 氏 タイトル：あした、笑顔になれ	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2

10	こころ・愛・ふれあいネットワーク (中京精神保健ネットワーク事業)	継続	こころの病気や障害について区民の方々に理解を深めていただき、地域で必要な支援を住民が正しく認識して、こころの病を持つ方が安心して地域で生活できるまちづくりをめざす。	こころの病気や障害をもっている人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関が協力して支えあう、市民参加型のネットワーク事業を実施した。 【開催】 ○健康教室 ①開催日 12月11日(金) 「うつとストレスのつきあい方～自分が元気であるために～」 (一般対象) 講 師 いわくら病院 簗島 豪智 医師 参加者 84名 ②開催日 1月21日(木) 「こころの病について理解を深める」(民生児童委員会障害者部会対象) 講 師 こころの健康増進センター 波床 将材 医師 参加者 32名 ○12月3日～9日 人権月間等にあわせた区役所ロビーの区民が集う場でのネットワークと参画機関の紹介パネル等展示による啓発	健康づくり推進課	障害者	3
11	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	継続	こころの病気や障害のある方の家族を対象に、暮らしの中での精神的ストレスを和らげるとともに、当事者の将来を見据えた学びの機会を通し、こころの健康を維持する。	家族に精神障害者を抱える方が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割や将来の生活のあり方等について学ぶ機会を提供した。 実施回数：5回 参加延べ30名	健康づくり推進課	障害者	3
12	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	改善	支援者との関係づくり及び当事者同士の仲間づくりにより、精神障害者が地域で孤立することを予防し、地域生活の安定を図る。	在宅にある精神障害者が保健センター等を集い、ミーティング、創作活動、学習会、施設見学、スポーツ等のセンター内外の活動を行うとともに、こころのふれあい交流サロンとの連携を図った。 実施回数：21回 参加者延べ58名	健康づくり推進課	障害者	3

東山区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	地域の人権啓発活動支援	継続	地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。	社会福祉に係る地域の各種団体やNPO等で構成される「スマイルミュージック実行委員会」に支援を行い、イベントの開催協力を実施した。 事業名：スマイルミュージックフェスティバル 日 時：3月6日 会 場：東山区役所3階大会議室	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
2	憲法月間 人権啓発作品展	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	「区内小・中学生人権作品展」として開催 日程：5月1日～15日 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	東山区民ふれあいひろば 「人権コーナー」	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	東山区民ふれあいひろばの各種コーナーで、啓発物品の配布等を行った。 場所：東山開晴館グラウンド 日時：5月22日（日）11時～15時	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	憲法月間 啓発のぼりの掲出	継続	市民に人権擁護思想の普及を図る。	掲示場所：東山区総合庁舎 掲載期間：5月1～15日	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	人権強調月間及び人権月 間人権啓発パネル展	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権の大切さについて考えるパネル展示を開催した。 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール ①日程：8月1～13日、テーマ：天才アートがやってきた！in東山 ②日程：12月1～13日、テーマ：人権マンガ	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	人権学習ツアー	継続	区内外の人権にかかわりのある施設を訪れ、見学や交流を通して、身近な地域における人権尊重のまちづくりについて考える機会を提供する。	区内外の人権にかかわりのある施設見学を実施した。 日時：9月15日 場所：①やまなみ工房、②ボーダレスアートミュージアムNO-MA 参加者：25人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
7	人権月間 映画の集い	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	人権問題をテーマにした映画を上映した。 タイトル：隣の人 日 時：12月12日 場 所：東山区総合庁舎3階大会議室 参加者：約120人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
8	人権月間啓発	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図った。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
9	地域リーダー研修会	継続	各種人権課題に関する知識等をさらに深めるとともに、人権学習の機会とする。	人権学習ツアー等他の事業と併せて実施した。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
10	人権月間 啓発のぼりの掲出	継続	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	掲示場所：東山区総合庁舎1階展示ホール 掲示期間：12月1～18日	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
11	市民しんぶん区版への人権 啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図った。 掲 載 号：4月15日号、7月15日号、11月15日号 各号発行数：約20,000部	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2

12	東山区こころのふれあいネットワーク	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりを目指した。 ・七夕まつり…99名 （こころのふれあい交流サロン「ふらっとほすべえす」共催 7月） ・東山こころのふれあい卓球交流会 9月…37名 ・東山こころのふれあい作品展 11月…475名 ・こころのふれあいネットワーク講演会 11月…108名 ・クリスマスイベント…80名 （こころのふれあい交流サロン「ふらっとほすべえす」共催 12月） ・こころのふれあいネットワーク総会 3月…31名 ・実務者会議 4回/年…55名	健康づくり推進課	障害者	3
13	精神障害者家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神に障害のある方を抱える家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神に障害のある方及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施した。 内容：精神障害者を抱える家族の交流会及び学習会 日程：5月、8月、10月、12月、2月 参加者：計25名	健康づくり推進課	障害者	3

山科区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	10/15号 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
2	山科区HPへ情報を掲載	継続	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	12月の人権月間の取組として関連事業を10/15号に掲載	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
3	「人権啓発リーダー研修会」の実施	継続	地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらうことを目的として実施する。	「人権啓発リーダー研修会」 日 時：5月21日（木） 場 所：区役所大会議室 参加者：各種団体役員他43人 内 容：講演会 講 師：岩城 順子氏 テーマ：「犯罪被害者の人権」	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	「山科区人権のつどい」の開催	継続	一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会や啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。	「山科区人権のつどい」 日時：11月28日（土） 場所：京都薬科大学躬行館 内容：映画『くちびるに歌を』（オープン型バリアフリー上映）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	街頭啓発の実施	継続	広く市民に人権の大切さを訴える。	基本的人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内で街頭啓発を実施した。 日 時：5月21日（木）、12月4日（金） 参加予定者：5/21 44名、12/4 27名	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	「人権啓発ポスター展」の開催	継続	作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。	区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示した。 「人権啓発ポスター展」 日時：11月19日（木）～12月16日（水） 場所：アートロードなぎつじ	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
7	区民まつりでの人権コーナーの設置	継続	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。	多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示した。 区民まつり開催 日時：11月23日（月・祝） 場所：山科中央公園	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
8	山科こころのふれあいネットワーク（山科こころの健康を考える会）	継続	こころの病を持つ人について理解を深め地域住民との交流を図り、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各種地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援して、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指す。	精神障害に対する正しい知識の普及や理解、こころの健康づくりに関する啓発を通じて、積極的に支援を行った。 山科こころのふれあい夏まつり 年1回（夏季） 日時：8月5日（水） 14：00～ 会場：山科アスニー 内容：普及啓発のためのイベント・就労（B）事業所の販売等 参加者367名 こころの健康サポーター講座（民生委員等地域役員を対象に実施） ①10月19日（月）講義「こころの病気とは-病気の特性と接し方-」 17名 ②10月30日（金）施設見学 3名 ③11月9日（月）当事者の話・事例紹介 19名 精神保健福祉シンポジウム 平成28年2月10日 テーマ「地域で生きる-発達障害について-」 97名 1部 講演「発達障害について」 2部 シンポジウム「地域で共に生きる」	健康づくり推進課	教育・啓発 2
9	精神保健事業（精神障害者地域生活安定化支援事業）	継続	地域から孤立しがちな精神障害のある方が、個別相談や当事者同士のつながりをもつことで、地域生活の安定をはかる。	当事者同士のつながりをもち、プログラムを通して他者との交流ができるよう、コミュニケーションの場をもち、レクリエーションや運動に取り組んだ。 月2回実施（年24回）114名	健康づくり推進課	障害者 3
10	精神保健事業（精神障害者家族懇談会）	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害者を抱える家族の方々が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習した。 ①家族セミナー 7月23日 講義・事例紹介 13名 ②家族懇談会 4回 計19名	健康づくり推進課	障害者 3

下京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載	継続	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	庁舎内TVモニター広報において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民の参加を呼びかけた。 【掲載時期】4月、11月	地域力推進室 総務・防災担当	相談・救済	2
2	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	継続	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権に関する情報を広く区民に伝えるため、誰にとってもわかりやすく、親しみを持てるホームページを目指し制作した。 【掲載時期】4月、11月	地域力推進室 総務・防災担当	相談・救済	2
3	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	昨年度の実績を踏まえ、人権問題を身近に感じられる紙面を目指し制作した。 【掲載号】4月15日号、11月15日号	地域力推進室 総務・防災担当	相談・救済	2
4	区役所等における人権パネル展の開催	継続	パネル展を通じて、人権について身近に考え関心を高める機会を提供する。	昨年度の実績を踏まえ、人権についてより身近に考えてもらうため、憲法月間及び人権月間に、親しみやすい人権に関する啓発パネルを展示した。 人権啓発パネルを展示 日 時：5月1日～15日、12月1日～11日 来庁者：約20,000人	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	2
5	地域ぐるみによる街頭啓発	継続	憲法月間や人権月間において、人権関連の啓発物品を区役所窓口の他、区民が集まる講演会やふれあい事業等の場で配付し、区内の人権意識の高揚を図る。	憲法月間や人権月間に、人権に関する啓発文書入りの物品を、各学区自治連合会及び講演会場や区役所窓口で配布し、区民に対する啓発を行った。 下京区民ふれ愛ひろ（11月8日）ば会場にて、人権啓発ブースを設置し、来場者に啓発物品を配布し、広く啓発を行った。 下京区ふれ愛ひろば 来場者数 約5,000人	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	2
6	憲法月間講演会の開催	継続	憲法月間において、区民や事業者等に対し人権をテーマとした講演会を通じて、人権への関心を高めていく。	憲法月間事業「こんな時どうする？身の回りの「あるある」笑劇場」 内 容：あるある劇を通じて、日常生活に潜む身近な人権について考えていただいた。 講 師：NPO法人子育ては親育て・みのりのもり劇場 日 時：5月28日 午後2時～4時 場 所：池坊学園こころホール 参加者：84人	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	2
7	区民ふれあい事業の開催	継続	区民が多数集うふれあい事業の機会を捉えて、啓発ブースなどでの人権関連物品の配付を通じて、区民の人権への関心を高める。	下京区ふれ愛ひろば 内 容：人権啓発コーナーでの「人権啓発パネル展」、各種啓発物品の配布 日 時：11月8日（日） 場 所：梅小路公園 参加者：約5,000人	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
8	人権講演会	継続	人権月間の期間中に人権をテーマとした講演会を開催し、区民の人権への関心を高める。	人権月間事業「世界からのメッセージ～平和と命の大切さ～」 内 容：戦場での体験談や取材を通じて感じられた平和と命の大切さ・生きることの素晴らしさについて講演いただいた。 講 師：渡部 陽一氏（戦場カメラマン） 日 時：12月1日 午後6時半～8時 場 所：キャンパスプラザ京都 参加者：196人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
9	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めていく。	昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えて実施を継続した。 法律相談 毎週水曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済	1

10	下京こころのふれあいネットワーク事業	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	関係機関と連携を図り、情報の共有を行うとともに地域と協力してネットワーク作りを進めた。精神障害について理解が深まるよう取組を進めた。 ○「こころの健康」をテーマとする講演会を開催 【第1回】日 時 8月27日（木） 場 所 京都産業大学 むすびわざ館 テーマ 更年期障害とこころの変化 参加者 19名 【第2回】日 時 平成28年2月17日（水） 場 所 下京区役所会議室 テーマ 認知症について考える 参加者 64人（民生児童委員及び老人福祉員の方も含む） ○地域に出向いて実施する学習会の開催 日 時 11月18日（水） 場 所 下京老人福祉センター集会室 テーマ こころの病気を知るセミナー「病がある方を地域で支えるために」 参加者 55人（下京老人福祉センターの利用者） ○福祉施設などに関するパネル展示を実施 期 間 平成28年2月15日（月）～2月19日（金） 場 所 下京区役所1階 ○ネットワーク活動の紹介を行うネットワーク通信を発行 発行時期 5月（第6号），11月（第7号）	健康づくり推進課	障害者	3
11	精神保健福祉事業 ＜家族懇談会＞	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神に障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、精神に障害のある方及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施した。 平成27年6月25日「精神科医師を交えての交流会」参加者3名 8月21日「リラックス法」参加者2名 11月16日「成年後見制度について」参加者3名 平成28年2月12日「日常生活自立支援事業について」参加者6名 場 所：下京保健センター多目的ホール他 ※全4回実施し、家族が今後利用できる制度を学ぶ機会になった。また、リラックス法や交流会など、家族が安心して話せる機会にもなった。	健康づくり推進課	障害者	3

南区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	心のふれあい みんなの広場・講演会	継続	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため、市民を対象とした研修会等を推進した。 月日：12月18日、場所：龍谷大学響都ホール校友会館 講師：杉本彩（公益財団法人 動物環境・福祉協会Eva 理事長、女優、 京都動物愛護センター名誉センター長）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
2	人権映画鑑賞会	継続	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした研修会等を推進した。 月日：8月7日、場所：龍谷大学響都ホール校友会館、上映作品：くちびるに歌を	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	区民のふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 法律相談 毎週水曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	区民ふれあい事業の開設	継続	区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図る。	「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体力づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催した。 月日：11月8日、場所：東寺境内	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
5	「区民ぐるみ組織」への支援策の検討及び実施	継続	区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。	区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援した。 第1回月日：4月22日 第2回月日：6月24日	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載（人権に関する啓発活動）	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載した。 7月15日号 「人権映画鑑賞会」 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	広く市民に人権の大切さを訴える。	人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会により、人権啓発物品を配布する啓発活動を行った。 ○街頭啓発（5月、12月） 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会により、人権啓発物品を配布する（12月は南区役所課長も参加）。 ○人権啓発旗の掲揚（5月、8月、12月） 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
8	南区こころのふれあいネットワーク	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発、ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行った。 ①総会・情報交換会 開催日5月29日 参加者数33名 ②発表会 テーマ「ひとりひとりが大切な主人公」 講演会 テーマ「『環境』と『役割』、そして『かかわり』が人生を変える」 参加者数 136名 ③支援者向け研修会 テーマ「精神障害の基本と支援者の対応について」 参加者数30名 ④こころの健康支援パートナー養成講座 全3回 参加者数15名	健康づくり推進課	障害者	3

9	精神保健事業[家族懇談会]	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及びその家族の自立を図る。	保健センターにおける精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深めるために系統立てた学習と交流の場を提供した。 5回実施 参加者数 述べ19名	健康づくり推進課	障害者	3
---	---------------	----	--	--	----------	-----	---

右京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	引き続き、市民しんぶん区版（区HP）で憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての意識を高めてもらった。	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発	2
2	憲法月間、人権強調月間、人権月間人権啓発	継続	現代社会が抱える様々な人権問題について、広く親しみやすい映像の公開を通じて人権意識の底上げを行う。また、今年度実施する右京人権啓発事業「はーとふるシアター」の取組みを周知し、人権意識を高揚する機会とする。	「はーとふるシアター」において制作した映像作品の公開を行い、人権啓発月間や「はーとふるシアター」を盛り上げた。 日 時：平成27年5月、8月、12月 場 所：サンサ右京1階区民ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
3	「はーとふるシアター」の実施	継続	映画産業のまち「右京区」ならではの人権啓発事業として、区民が主体となった広く親しみやすい映像制作により、人権意識の高揚を図る。また制作作品を収録したDVDの学校等への配布や、右京コミュニティを通じたインターネットでの公開を行い、区民一人一人が人権問題を再考するきっかけとすることを目的として実施する。	公募型プロポーサル方式により、学生やNPOなど幅広い団体から受託候補者を選定し、「区民による区民のための人権啓発教材作り」をコンセプトにしたコンテンツ制作を実施。 募集時期：平成27年3月16日～5月15日 コンテンツ公開時期：平成28年3月15日	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
4	小学生・中学生による人権ポスター展	継続	各月間に併せて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただく。	8月の人権強調月間に併せて、右京区内の小学生・中学生に人権啓発ポスターを制作してもらい、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施。 日 時：平成27年9月5日（土）～14日（月） 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小学生・中学生の描いた人権啓発ポスター187枚を展示した。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
5	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施。 内 容：右京区民ふれあいフェスティバル2015 日 時：平成27年10月24日（土） 場 所：太秦安井公園、右京ふれあい文化会館	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
6	右京こころのふれあいネットワーク	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えた。 ①平成27年5月26日 全体会議 25人 ②同年9月8日 スポーツの集い 60人 ③同年10月6日 第1回事業運営部会 21人 ④同年10月20日 こころほっこりふれあい1 38人 ⑤同年11月10日 こころほっこりふれあい2 50人 ⑥平成28年2月2日 第2回事業運営部会 21人	健康づくり推進課	障害者	3
7	保健所実習	継続	保健所において、受け入れている保健師、看護師、栄養士養成施設校からの実習の中で、地域における保健所の役割及び意義を学びとる際に、これからの社会人として、また、学校生活の中で人権尊重が身近に課題として存在していることを学習する。	昨年度と同様に受け入れを実施。 研修受入者数：40人	健康づくり推進課	複数課題	1

8	精神保健事業[家族懇談会]	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 家族が病気の知識や役割について理解を深めるだけでなく、こころのふれあいネットワークへの積極的な参加などを目標に実施した。 第1回：平成27年6月9日（火）25人 ①講話「困難を抱える家族への支援について」、②交流会 第2回：平成27年7月7日（火）9人 ①交流会 ②年金の話 第3回：平成27年8月7日（金）9人 施設見学 京都市西部障害者地域生活支援センター「うきょう」	健康づくり推進課	障害者	3
---	---------------	----	---	----------	-----	---

西京区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	5月の憲法月間及び12月の人権月間における取組の告知や啓発記事の掲載を行うことにより、区民の人権意識の高揚を図った。 ・4月号 「憲法月間映画のつどい」の事業告知 ・11月号 人権に関する映画上映会、小・中学生による人権をテーマとした作品展の開催告知	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
2	西京区民映画のつどいの開催	継続	区民に人権を尊重することの大切さについて理解と認識を深めてもらい、一人一人が個人として尊重される、人権文化の息づくまちづくりを推進するため。 また、だれもが尊重されるまちづくりの推進を図るため、映画のバリアフリー上映を行うことで、健常者に対してバリアフリー上映や障害のある方への理解を深めていただくとともに、障害のある方に鑑賞の機会を持っていただく。	広く区民を対象として映画上映会を開催するとともに、人権啓発パネル展示会の同時開催及び来場者への人権啓発グッズの配布を行い、より多くの区民の方々に、人権の大切さについて考えていただくことができた。 人権月間「西京区民映画のつどい」 日 時：平成27年12月12日（土）13：30～16：00（開場：13：00） 場 所：西文化会館ウエスティ 内 容：映画「ペコロスの母に会いに行く」 参加者：362名 ※鑑賞副音声ガイド付きのバリアフリー上映、障害のある方の優先鑑賞	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	小・中学生による人権啓発作品展の開催（絵画・書道展）	継続	小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、小・中学生に人権の大切さを学習させることができた。また、子どもたちの作品を展示することにより、広く区民に人権の尊さについて訴えかけることができた。 小・中学生合同作品展 日 時：平成27年11月30日（月）～12月11日（金） 場 所：西京区役所（及び洛西支所）1階ロビー 作品数：西京区役所…絵画10点、書道57点 （洛西支所…絵画11点、書道47点）	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活の中で根付いていくための取組の一つとして、各種相談事業を実施し、多くの区民の方々が相談を受けられ、悩み等の解決の一助となった。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1
5	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	子どもから高齢者まで多くの区民が相互にふれあい、交流を深めることを目的としてふれあいまつりを開催した。健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場となった。 西京区民ふれあいまつり 日 時：平成27年11月21日（土）10：00～15：00 場 所：西文化会館ウエスティ 来場者：約13,000人	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題 1

6	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	継続	区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。	憲法月間（洛西支所実施事業）及び人権月間における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図ることができた。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらうことにより、区民の方々の人権意識の高揚を図ることができた。 ○憲法月間 「西京区民映画のつどい」（洛西支所実施事業） 日 時 平成27年5月23日（土）13：30～16：00 場 所 ホテル京都エミナース 明治アニバーサリーホール 内 容 映画「マレフィセント」（日本語吹き替え版）、バリアフリー上映 ※憲法月間「西京区民映画のつどい」に併せて、啓発グッズを配布。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズを配布。 ○人権月間 「西京区民映画のつどい」 日 時 平成27年12月12日（土）13：30～16：00 場 所 西文化会館ウエスティ 内 容：映画「ペコロスの母に会いに行く」 ※人権月間「西京区民映画のつどい」に併せて、啓発グッズの配布及び小・中学生による人権啓発作品（絵画・書道）の展示を実施。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	心の病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク作り）	継続	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	こころの病についての理解をより一層区民に広げることを目的として、講演会の開催や「小さな秋のこころまつり」等のイベントを当事者も含めて企画し、開催した。 ①こころまつり（交流・ふれあい）平成27年 9月4日（金）桂川体育館 177名参加 ②こころの健康講座（講演会）平成27年11月6日（金）京都市西文化会館151名参加 ③通信の発行 こころだよりを平成27年10月と平成28年3月に発行。	健康づくり推進課 洛西支所 健康づくり推進室	障害者	3
8	精神障害者家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的として交流会等を実施した。 ○学習会「こころの病のある人の就労について」、医師の話、「小さな秋のこころまつり」「こころの健康講座」等を実施した。精神障害の家族への関わりを学び、家族同士の交流を深めることができた。	健康づくり推進課	障害者	3

西京区洛西支所

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	西京区民映画のつどいの開催	継続	人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。	○憲法月間「西京区民映画のつどい」 上映前にバリアフリー上映方式の趣旨説明と実体験を行い、参加者への意識付けを行った。 日 時：5月23日（土）13：30～16：00（開場13：00） 場 所：ホテル京都エミナース 明治アニバーサリーホール 内 容：映画「マレフィセント」（日本語吹き替え版）、バリアフリー上映 参加者：407名 ※人権啓発パネル展示会を同時開催し、更なる啓発を行った。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
2	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	窓口や電話による相談の常時受付 各種相談事業の実施 （京都市民法律相談 毎週水曜、行政相談委員による行政相談 毎月第1木曜 実施）	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1
3	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	○西京区民ふれあいまつり 日 時：平成27年11月21日（土） 場 所：西京文化会館ウエスティ 参加者：ステージ18団体、ブース38団体 来場者：約13,000名	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題 1
4	洛西ケーブルビジョンでのスポットの放映（憲法・人権月間RCV市民啓発番組）	継続	憲法・人権月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、人権尊重の気運の高揚を図る。	○憲法月間 内 容：1日6回 毎回30秒 憲法月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：5月1日～5月31日 対 象：洛西ニュータウン及び周辺住民等 ○人権月間 内 容：1日6回 毎回30秒 人権月間の啓発用ポスターを背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：12月1日～12月31日 対 象：洛西ニュータウン及び周辺住民等	洛西支所 地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施	継続	人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。	憲法月間及び人権月間（西京区役所実施事業）における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めた。 ○憲法月間啓発 日 時：5月23日（土）、場 所：ホテル京都エミナース ※憲法月間「西京区民映画のつどい」に併わせ、人権啓発パネル展を開催 ○人権月間啓発 日 時：12月11日（土）、場 所：京都市西文化会館ウエスティ ※人権月間「西京区民映画のつどい」に併せ、啓発グッズ配布及び小・中学生による人権啓発作品（絵画・書道）を展示 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2

【西京区洛西支所】

6	小・中学生による人権啓発作品展の開催(絵画・書道展)	継続	小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	小・中学生による人権をテーマとした作品展 展示日：11月30日(月)～12月11日(金)(小・中学生合同) 場 所：洛西支所1階ロビー 出展作品：絵画及び習字	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	精神障害者家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的として、交流会等を実施した。 ○年8回実施 ○地域の相談機関の職員を交えた交流会、病院ケースワーカーの話、医師の話、介護保険サービスと障害福祉サービスについての学習会を実施した。また、「小さな秋のころまつり」「こころの健康講座」への参加を促した。	健康づくり推進室	障害者	3

伏見区

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	継続	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に併せて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行った。さらに、人権関連事業への区民の意識向上を目指し、人権啓発特集記事を掲載した。 【実績】 4月15日号：憲法月間関連事業 5月15日号：「人権啓発講座」の告知 6月15日号：「ふしみ人権の集い学習会」の事前告知 8月15日号：「伏見区こころの健康を考える集い」の事前告知 11月15日号：人権月間関連特集 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発 2
2	伏見区人権月間事業	継続	人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深める。	ふしみ人権の集い第2回学習会を開催した。 日時 平成27年12月5日(土)午後1時30分～午後4時00分 場所 深草総合庁舎 演題 ウリハッキョ(私たちの学校)を守りたい!! -ヘイトスピーチの被害とその回復への歩み- 講師 元京都朝鮮第一初級学校オモニ会(保護者会)会長 朴貞任(バク・チョンイム)さん ジャーナリスト 中村一成さん 主催者 ふしみ人権の集い実行委員会 参加者 126名	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	ふしみ人権の集い	継続	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化のまちをひとりひとりの心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供した。 第1回学習会：7月11日開催 参加者約131人 第2回学習会：12月5日開催 参加者約126人 第21回ふしみ人権の集い：2月20日開催 参加者約400人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
4	小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催	継続	製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。	行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施した。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的とした。 〔人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展〕 〔第21回ふしみ人権の集い 人権啓発絵画ポスター展〕	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	継続	ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため。	ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、広報機関誌「いーくある」を発行した VOL.48～50を発行	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	無料法律相談	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活がより良いものとなることを目的とする。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 開催日程：毎週水曜日 参加者：先着15名	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1

7	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育むため、伏見区におけるふれあいプラザを開催した。 伏見ふれあいプラザ2015 日 時：9月6日	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
8	伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座	継続	区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を開催することで、人権意識の普及・高揚を図る。	人権啓発講座を実施し、企業等への参加を促して区民、企業・団体、行政一体となった取組を進める。 伏見区人権啓発講座 日 時 平成27年5月28日（木）午後2時～午後4時 場 所 伏見区総合庁舎 演 題 人間らしい働き方を～過労死をなくそう～ 講 師 寺西 笑子さん（全国過労死を考える家族の会代表） 参加者 52名 主催者 伏見区人権推進協議会	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
9	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	広く市民に人権の大切さを訴える。	憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行政や地域住民が往來の多い駅前などで啓発物品を配布した。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
10	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	継続	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。	伏見区におけるふれあいプラザにおいて人権啓発コーナーを設け、来場者に人権の大切さを訴えた。 伏見ふれあいプラザ2015 日 時：9月6日	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
11	区役所等における人権パネル展の開催	継続	来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。	「人権啓発パネル展」 実 施：5月 場 所：伏見区総合庁舎ロビー	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
12	精神保健福祉講演会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	伏見区こころの健康推進実行委員会（伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成）、精神保健に関する講演会を実施した。 日時：平成27年12月10日 会場：伏見区総合庁舎1階多目的ホール 内容：テーマ「長い入院から自由になって～地域と自分らしく生きる～」 参加者数：54名	健康づくり推進課／深草・醍醐支所健康づくり推進室	障害者	3
13	伏見区こころの健康を考えるつどい	継続	区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	区内の各種団体並びに行政等が委員会（伏見区こころの健康推進実行委員会）を構成し、区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施した。 日 時：9月25日 会 場：伏見区役所深草支所 内 容：作品展示・舞台発表・体験談 参加者数：272名	健康づくり推進課／深草・醍醐支所健康づくり推進室	障害者	3
14	家族懇談会	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目的としている。	精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流を図る場として懇談会や学習会を開催した。 【内容】 実施回数：本所（5回）、深草支所（5回）、醍醐支所（3回） 会場：保健センターほか 内容：家族会の懇談、学習、施設見学ほか	健康づくり推進課／深草・醍醐支所健康づくり推進室	障害者	3

伏見区深草支所

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	区役所等における人権パネル展の開催 (市民啓発活動の取組)	継続	広く市民に人権の大切さを訴える。	憲法月間を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示した。 5月1日(金)～5月29日(金) 人権に関する人権啓発パネルを展示した。テーマ「みんなちがってみんないい」	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
2	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。	地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に街頭啓発を実施した。 ・憲法月間 5月14日(木) 京阪伏見稲荷駅前及びビズミヤ伏見店前、京都医療センター前 ・人権月間 12月6日(日) 藤城小学校及び深草小学校	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
3	区民ふれあい事業の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	多くの区民協力と参加による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 第25回深草ふれあいプラザ 日 時：10月18日(日)開催 場 所：藤森神社及び藤の森児童公園 参加人数：約15,000人	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題 1
4	区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置	継続	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。	深草ふれあいまつりに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴えた。 第25回深草ふれあいまつり 日 時：10月18日(日)開催 場 所：藤森神社及び藤の森児童公園	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
5	伏見区人権月間事業(人権を考える講演会～ふしみ人権の集い第2回学習会～)	継続	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。	伏見区役所、深草支所、醍醐支所で異なるテーマ、手法で実施した。深草支所ではふしみ人権の集い実行委員会との共催で講演会を実施した。 ふしみ人権の集い第2回学習会 実施日：11月28日(土) テーマ「若い世代からの人権メッセージ」 参加人数：126名	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
6	小・中学生の絵画、ポスター展	継続	製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。	児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図った。 12月1日(火)～25日(金) コミュニティホールにて開催した。 55点を展示。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
7	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、毎週水曜日に窓口や電話での各種相談事業を実施した。	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1
8	精神保健事業 (精神障害者家族懇談会)	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	(精神障害者家族懇談会) 精神障害を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 内容：講話・施設見学・意見交流・情報交換など 日時：7月28日(火)：交流会、10月28日(水)：テイクア合同開催(フラワーアレンジメント) 12月8日(火)：講話(障害年金について) 1月26日(火)：講話(日常生活自立支援事業について) 3月14日(月)：講話(障害者地域生活支援センターについて) 場所：深草支所 参加延べ人数：37人	健康づくり推進室	障害者 3
9	精神保健事業 (地域懇話会)	継続	精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	(地域懇話会) 伏見区こころの健康推進実行委員会(伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成)主催による、精神保健福祉に関する地域懇話会を学区単位で実施。 日時：平成28年2月2日(火) 場所：龍谷大学和願館 B207 参加人数：41人	健康づくり推進室	障害者 3

伏見区醍醐支所

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	伏見区人権月間事業	継続	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。	人権を考える講演会 日時：12月6日 場所：京都市醍醐交流会館 内容：「こどもの安心・安全」とは・・・ ～こどもの目線、親の目線から考える～ 参加者：170人 人権月間街頭啓発 日時：12月3日 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、パセオ・ダイゴロー前 MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ビラと啓発物品を配布する。 人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：47点 内容：醍醐管内の小・中学生が描いた人権啓発絵画・ポスターを展示する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 2
2	伏見区憲法月間事業	継続	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。	伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施した。 憲法月間街頭啓発 日時：5月14日 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、マツヤスーパー醍醐店前、パセオ・ダイゴロー西館前、ホームセンターコーナン六地藏店前 内容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。 人権啓発書道展 日時：5月1日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：99点 内容：醍醐管内の小中学生による、人権をテーマとした書道展を実施する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発 3
3	区民ふれあい相談コーナーの開設	継続	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施した。 【内容】窓口や電話での相談を常時受付 法律相談：毎週水曜日	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済 1

【伏見区醍醐支所】

4	区民ふれあい事業等の開催	継続	地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。	多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深めた。 第25回醍醐ふれあいプラザ 日 時：9月20日 午前10時～午後2時 場 所：折戸公園 内 容：人権啓発コーナーの設置 福祉のまち醍醐・交流大会 日 時：1月23日 午前10時～午後4時 場 所：京都市醍醐交流会館 内 容：人権啓発物品の配布	地域力推進室 まちづくり推進担当	複数課題	1
5	区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置	継続	多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。	会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図った。 第25回醍醐ふれあいプラザ 福祉のまち醍醐・交流大会 内容：人権啓発コーナーを設け、人権啓発パネルを展示して、啓発物品を配布する。	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
6	地域ぐるみによる街頭啓発の実施	継続	地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。	憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシと啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図った。 憲法月間街頭啓発 日 時：5月14日 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー前、ホームセンターコーナン、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。 参加人数：49人 人権月間街頭啓発 日 時：12月3日 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前） 午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー前、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ピラと啓発物品を配布する。 参加人数：50人	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発	2
7	精神保健事業 [精神障害者家族懇談会]	継続	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	平成27年度は親亡き後の制度利用や準備などをテーマに実施した。 内容：「老後や親亡き後の生活について今できること」「薬の話」「悩んでいることの対処方法について」 医師、臨床心理士などの話と交流 OH27年10月7日「老後や親亡き後の生活設計について今できること」参加人数8人 OH27年10月21日「薬の話 病気と上手な付き合い方」参加人数6人 OH27年11月11日「悩んでいることを一緒に考えよう」参加人数3人 いずれも醍醐総合庁舎内	健康づくり推進室（保健センター）	障害者	3

市会事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化	継続	誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。	27年度は、2月市会本会議において手話通訳の申請が1件あり、手話通訳が必要な傍聴者が86名と多数であったため、手話通訳者を本会議場に2名配置したほか、モニター視聴室にも1名配置し、傍聴しやすい環境を整えた。	総務課	障害者 7
2	職員研修	継続	職員の人権問題に対する理解と認識をより一層深め、人権意識の高揚を図る。	人権に関する様々な課題に対する認識及び課題解消に向けた内容の研修を実施。 1 人権関連施設の見学及び講義 内容：同和問題についての正しい認識～千本地域の歴史と現状から～ 実施日：【第1回】平成27年6月2日（火） 【第2回】平成27年6月4日（木） 講師：古川 豪 氏（ツラッティ千本事務局長） 2 外部講師による講義 内容：「企業における女性の人権」 実施日：平成27年12月16日（水） 講師：吉田 容子 氏 公益財団法人世界人権問題研究センター研究第4部長 弁護士、立命館大学大学院法務研究科特任教授	総務課	推進・研修 2
3	点字請願、陳情の受付	継続	全ての市民に利用してもらえるような市会制度を整える。	点字による請願、陳情の受付を行う。（平成13年11月～）	議事課	障害者 12
4	市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行	継続	全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。	市会だよりの発行（年6回）と同時に、「点字京都市会だより」、「京都市会だより（文字拡大版）」、「声の市会だより（テープ版、デイジー版）」を発行した。 【1回あたりの発行数】 点字版…約185部、文字拡大版…400部、音声版（テープ版）…230部、音声版（デイジー版）…200部 （参考） 市会だより発行当初（平成9年度）から点字版他を発行（デイジー版は平成20年5月号から）。 文字拡大版については、平成21年5月号から、通常版をそのまま拡大したブランケット版を見直し、見やすい文字サイズ等に編集したA4サイズの冊子に変更。	調査課	障害者 12
5	インターネットによる情報発信	継続	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	平成28年1月に、ウェブアクセシビリティへの向上を目的とした京都市会ホームページの一部修正を行うとともに、迅速な更新に努めた。 （参考） 平成22年12月から市会だよりのHTML版を作成。 平成26年3月にホームページのデザイン、階層等を大幅に見直し、リニューアル。	調査課	複数課題 1
6	リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成	継続	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	京都市会ホームページに掲載することにより、外国人の方へ外国語版（英語、中国語、ハングル）リーフレットの提供を行った。	調査課	多文化 1
7	「京都市手話がつなぐ豊かな共生社会を目指す条例（案）」に関する意見募集	新規	日本語文書をコミュニケーションツールとして十分に活用することができない方々の方に、より丁寧に対応するため、手話による意見提出の希望者を募集する。	募集期間：2月8日から2月14日（定員10名） 意見提出：10名	調査課	障害者 12

選挙管理委員会事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	投票しやすい環境の整備	継続	投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。	投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害のある方及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行った。	選挙管理委員会事務局	複数課題	1

監査事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	職員研修	継続	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	講義のみではなく、職員同士のディスカッションを中心とした内容で研修を実施した。また、研修テーマについても未実施の分野を採り上げ、幅広い知識習得に努めた。 【高齢者と人権について】 内容：ビデオ「ハンセン病について（ドキュメンタリー作品「虎八眠ラズ」～在日朝鮮人ハンセン病回復者 金泰九（キムテグ））」の視聴。 感染病患者等が差別や偏見を受けない社会を実現するため、疾病や感染症の正しい知識及び感染予防策を普及啓発することが必要であることを学ぶ。 実施日：5月29日 参加者：20人 【意識と人権について】 内容：ビデオ「人権入門～日常から考える10のヒント～」視聴の後、グループに分かれ討議・発表を行った。 実施日：12月14日 参加者：25人	監査事務局	推進・研修 2

人事委員会事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号
1	身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	継続	身体に障害のある方へ就職の機会を提供し、全ての人のために暮らしやすい社会の実現を図る。	■身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 ○募集職種 一般事務職、学校事務職 ○募集人数 若干名 ○受験資格 昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方で、身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けており、かつ自力勤務が可能な方 ○試験内容 第1次試験 教養試験（高校卒業程度）、作文試験 第2次試験 個別面接、身体検査 ○実施日程 受験案内配布開始 6月10日 受付期間 8月14日～9月3日 第1次試験日 9月27日 最終合格発表 11月中旬 ○実施結果 申込者数 (一般事務職) 22名、(学校事務職) 1名 受験者数 (一般事務職) 16名、(学校事務職) 1名 1次合格者数 (一般事務職) 12名、(学校事務職) 1名 最終合格者数 (一般事務職) 1名、(学校事務職) 1名	人事委員会事務局	障害者 4

消防局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	印刷物への人権啓発標語の掲載	継続	当局が発行する印刷物に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	消防局において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載し、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図った。	庶務課	教育・啓発	2
2	市民からの相談電話を通じた情報提供	継続	市民からの消防に関わる要望・意見・相談・問合せ等適切に対応し、市民の消防に対する認識を深めるとともに、市民の要望等を消防行政に反映させ、より一層信頼させる消防行政を推進するため、昭和43年から実施している。	相談電話による広聴活動を実施したが、人権に関する相談は0件であった。	庶務課	相談・救済	1
3	京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導	継続	高齢者を対象としたテーマとして、「みんなで守る！～高齢者の防火安全対策～」を設定し、高齢者への防火防災に関する普及啓発を実施している。	各団体からの出講依頼に基づき、高齢者に対する防火防災指導を実施した。	企画課	高齢者	9
4	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	継続	消防署、消防出張所等に人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等（憲法月間、人権月間、人権強調月間）において消防署、消防出張所等に人権啓発看板を掲出した。	企画課	教育・啓発	2
5	ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導	継続	平成6年1月に「視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領」を制定し、社会福祉施設や宿泊施設などを対象として、聴覚障害者用の警報設備（点滅形誘導灯など）をはじめとする避難誘導システムの設置を促進することにより、安心安全なまちづくりを目指している。	市内の社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル、地下鉄駅舎等、多数の人が利用する建物に対して避難誘導システムの設置指導に取り組んでおり、平成27年度末現在、市内1,008の建物に、1,439の避難誘導システムを設置。	予防部	障害者	7
6	防火安全指導の実施	継続	職員が、高齢者や障がい者等の在宅避難困難者宅を年1回以上訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、いざという時に119番通報や救急隊員等への情報提供を迅速に行っていただくためのふれあい手帳や安心カードを配付する。	全ての対象世帯において、面談することを目標に1年を通して実施した。	市民安全課	複数課題	1
7	熱中症対策指導の実施	継続	無理な節電により、高齢者等が熱中症にかからないよう、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。	高齢者等に対し、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛けた。	市民安全課	複数課題	1
8	防火防災教育訓練の実施	継続	女性、子ども、高齢者等を含め市民全てを対象に、各地域において、消火実験会や地震対応訓練、防火防災に関する講習などを実施する。	女性、子ども、高齢者等を含め一人でも多くの市民が参加できるよう、各地域において、防火防災に関する訓練や講習などを実施した。	市民安全課	複数課題	1
9	防災行動マニュアルの策定	改善	学区版の防災計画である防災行動マニュアルの策定を進め、防災マップの作成等を通じた高齢者等の実態把握等についても盛り込むよう指導する。	防災マップの作成をはじめとする計画の検証、見直し及び防災行動マニュアルの策定支援を推し進めた。	市民安全課	複数課題	1
10	地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築	継続	在宅介護に係る事業者、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等と火災等の災害から高齢者等のいのちを守るための情報交換を定期的に行うなど積極的に連携する。	火災等の災害から高齢者のいのちを守るための情報交換を定期的に行った。	市民安全課	高齢者	9

11	安心アドバイザー研修の実施	継続	ホームヘルパー等を対象に、高齢者宅等を訪問した際に、火災危険の排除や防火等のアドバイス等が出来る知識及び技術を備えるための研修の実施。	火災危険の排除や防火の研修を各署において実施した。	市民安全課	高齢者	9
12	「チャレンジ！防災リズム」を活用した乳幼児への防災教育の実施	継続	リズム遊びを通じて楽しく安全行動(地震及び火災に対する退避行動等)を習得させる。	各園(所)において、日頃の保育や教育の中での「チャレンジ！防災リズム」の実施を促した。	市民安全課	子ども	9
13	防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発	継続	乳幼児の保護者に対して、乳幼児を対象とした火災予防対策、地震対策及び乳幼児への応急手当を普及啓発する。	リーフレットを作成し、各保健センターを通じて乳幼児の保護者に配布するほか、乳幼児とその保護者を対象とした防火防災行事で活用した。 発行部数：16,500部	市民安全課	子ども	9
14	防火防災パンフレット「みんなの消防探検」を活用した小学生への防災教育の実施	継続	「消防の仕事」について学習する学校授業等に際し、防火防災パンフレット「みんなの消防探検」を活用し、小学生に防火防災に関する知識を普及し、防火防災思想を高める。	パンフレットを作成し、小学4年生の「消防の仕事」の授業等に合わせて各小学校に配布した。	市民安全課	子ども	9
15	消防の図画・ポスター・作文の募集を通した幼少年者への防火防災思想の普及啓発	継続	消防の図画・ポスター・作文募集を通じて、児童等とはもとより広く市民の消防に対する理解と認識を深め、防火防災意識の高揚を図る。	児童等に対して、防火防災意識の高揚を図った。 応募件数：24064件	市民安全課	子ども	9
16	ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載	継続	幼少年向け等に作成した広報媒体(みんなの消防探検、消防の図画・ポスター・作文作品集、防火防災救急リーフレット)をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図る。	広報媒体をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図った。	市民安全課	子ども	9
17	京都市WEB119の実施	継続	聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方からの119番通報を確保するために携帯電話のWeb機能(インターネット機能)等を用いて、利用者が外出中でも文字通信により緊急通報を行えるシステム。京都市内の居住者や通勤通学者のほか、観光等で京都市を訪問される方も利用可能。	リーフレットを活用し、未登録者に対し登録を促した。	市民安全課	障害者	12
18	緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	継続	緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を構築している。	リーフレットを活用し、防火安全指導等の機会を通じ、対象者に設置利用を促した。	市民安全課	複数課題	1
19	消防ファクシミリの運用	継続	聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方等からの緊急時の通報体制を確保するため、加入電話ファクシミリを用いた通報体制を整備している。 当該ファクシミリでは、緊急時の通報のほか、利用者からの防火相談に各消防署が対応したり、火災予防運動や出火防止キャンペーンの実施等、必要な情報提供を行っている。	防火安全指導等を通じて、対象者に対して未登録の場合、変更事項がある場合、新規登録・変更登録を促した。	市民安全課	障害者	12
20	市民防災センターにおける防災体験	継続	災害の疑似体験を通じて、子どもや高齢者を含む来館者に対して防災に関する知識や技術の普及向上及び防災意識の高揚を図る。	工夫を凝らしたイベント等を実施し、多くの市民の来館を促した。	市民安全課	複数課題	1
21	4箇国語版 防火防災パンフレットの配付	継続	英語、中国語、ハングル、日本語で記載した防火防災パンフレットを活用して、本市に在住する外国人に対し、災害に対応できる知識と技能を身に付けさせる。	パンフレットを外国人が利用する施設等を通じて配布するほか、各消防署で実施する外国人を対象とする防火防災事業で活用した。 発行部数：6,000部	市民安全課	多文化	2

22	4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載	継続	緊急時の通報要領を記載した通報依頼カードをホームページに掲載することで、外国人に対し通報要領を周知する。	ホームページへの掲載を実施。	市民安全課	多文化	2
23	我が家の防火診断士の実施	継続	将来の防火防災の担い手である子どもたちの防火意識の高揚と防火に関する知識を深め、それぞれが居住する住宅での火災危険を排除するとともに、家族等への防火防災意識の啓発能力を習得させる。	各署において計画的に実施した。	市民安全課	子ども	9
24	家具転倒防止器具普及啓発事業	継続	地震による被害を軽減するため、地域ぐるみで在宅避難困難者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行っている自主防災組織等に家具転倒防止器具を提供し、その活動を支援することにより、地震による家具の転倒防止対策を普及する。	各種防火防災行事等で、家具の転倒防止対策の普及啓発を進めた。	市民安全課	複数課題	1
25	筆談具の設置	継続	聴覚に障がいのある方などとのコミュニケーションを図る手段として、各署所に筆談具を設置し、来庁時や防火安全指導時等に活用する。	聴覚に障がいがある方が来庁した際などに活用した。	市民安全課	障害者	12
26	ホームページ上へのAEDマップの公開	継続	市民の方々や観光客に対して、あらかじめ市内のAED設置場所を知っていただき、AEDを使用した応急手当を速やかに行っていただくことにより救命率の向上を図る。	平成21年4月から京都市消防局ホームページに掲載し、平成27年3月31日からは従来のパソコン版に加え、スマートフォン版を作成し、GPS機能を活用した検索機能及びナビゲーション機能を追加している。 平成27年度アクセス数 50,314件 (パソコン：26,191件、スマートフォン：24,123件)	救急課	複数課題	1
27	4箇国語対応救急活動現場シートの運用	継続	英語、スペイン語、中国語、ハングル語の4箇国語に対応したピクトグラム(表したい概念を単純な絵文字で表現したもの。)を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。	引き続き、当該シートを活用し、外国人の観光客等の傷病状況の迅速な把握に努めた。	救急課	多文化	2
28	安心救急ステーション事業における外国人対応	継続	商店街やコンビニエンスストア、観光地の土産物店等を対象に、付近で救急事案が発生した際の119番通報や応急手当、救急隊への的確な引継ぎなど救命リレーの第1走者としての活動を担う事業所を「安心救急ステーション」と認定し、市民、観光客の一層の安心安全を確保するもの。認定事業所には、外国語対応シートを配付している。	平成24年度に当初の目標である1,500事業所の認定を達成し、今年度も引き続き、本事業の趣旨に賛同していただける事業所等への認定を行うとともに、市民、観光客の安心安全の確保のため、当該事業を推進していく。 平成27年度未登録事業所数 1,761	救急課	多文化	2
29	救急活動記録書の遺族への提供	継続	本事業は、救急搬送された傷病者が死亡された場合に限り、京都市個人情報保護条例が限定している請求者の範囲を広げることで、遺族からの要望を受け、死亡された方の権利利益を保護した上で、救急活動記録書に記載された情報を遺族に提供するもの。	昨年度と同様に申請に基づき、救急活動記録書の遺族への提供を実施。	救急課	複数課題	1
30	救命入門コース	継続	小学5、6年生を対象に、胸骨圧迫とAEDの実技を中心とした短時間講習(90分)を、実施し、学童時期から救命の意識を高めるとともに、将来的に普通救命講習の受講者の裾野を広げる。	小学校等において、救命入門コースの受講を推進した。 平成27年度実績 81回実施 4,348名受講	救急課	子ども	9
31	普通救命講習Ⅲ	継続	学童保育関係者等を主な対象として、主に小児、乳児及び新生児を蘇生対象とした救命講習(心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法)の受講を推進する。	他の普通救命講習及び上級救命講習を併せ、救命講習年間修了者数34,000人の達成を目指す。 平成27年度実績 1,693回実施 40,168名受講(うち普通救命講習Ⅲ 204回 3,089名受講)	救急課	子ども	9

32	「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施	継続	日本語による会話が困難な外国人観光客や留学生等に対して、電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保し、119番通報時や災害現場での対応を円滑に行う。	119番通報時や災害現場対応時において、電話同時通訳サービスを用いた24時間365日対応可能な多言語通訳体制を確保。（平成25年10月から実施）	指令課	多文化	2
33	障害者福祉講座の実施	継続	障害のある人の問題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚と行動力を身に着ける。	初任教育生64名に対して講座を実施した。	教養課	推進・研修	2
34	国際文化系研修の実施	継続	外国人が災害時要救護者にならないために、必要な知識や方法等への理解を深めるなど、地域に住む外国人への対応能力の向上を図る。	5月20日から6月5日まで実施された研修を1名が受講した。	教養課	推進・研修	2
35	手話講座の実施	継続	聴覚言語に障害がある方との意思伝達に必要な手話を修得する。	手話講座を延べ12日間実施し、延べ384名が受講した。	教養課	推進・研修	2
36	少年消防クラブ	継続	少年少女に防火防災に関する知識及び技能を普及し、防火防災思想を高めるとともに、防火防災マナーを身につけた社会人を育成する。	市内各少年消防クラブにおいて、概ね月1回、年間12回の研修及び消防出初式でのパレードへの参加を行った。	教養課	子ども	9
37	幼年消防クラブ	継続	幼児に正しい火の取扱いを教育し、火遊びによる火災を防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、防火の大切さを習うことを目的とする。	園内での活動を中心に行い、消防署見学、花火指導、防火映画会及び消防の図画・ポスターの写生会などを実施した。また、消防出初式でのパレードへの参加。	教養課	子ども	9
38	未就学児とその保護者に対する防火等の指導	継続	未就学児を火災や家庭内事故から守る。	未就学児を火災や家庭内事故から守るため、未就学児とその保護者を対象に参加型の「みんなでコンサート」を実施。「パネルシアター」、「ぼくとわたしの命をまもるチャレンジ！ぼうさいリズム」など、音楽を通じて防火に関する安全教育を行った。	教養課	子ども	9
39	消防団員を対象とする研修会	継続	消防団員の人権意識の高揚を図る。	市内6消防団において研修を実施し、155名が受講した。	教養課	教育・啓発	2
40	階層別研修、担当業務別研修	継続	消防業務と人権との関わりについて、職員の理解を深める。	消防業務と人権との関わりについて理解を深めるため、消防学校における階層別、担当業務別教育の8課程において人権に視点を置いた研修（カリキュラム）を実施し、230名が受講した。	教養課	推進・研修	2
41	職場研修	継続	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	参加型、体験型研修を積極的に取り入れ、憲法月間及び人権月間を中心に全所属で研修を実施し、延べ3,802名が受講した（人権講座受講者885名含む。）。	教養課	推進・研修	2
42	外部講師による人権講座の開催	継続	人権行政を推進するに当たり、様々な人権課題についての職員の更なる理解を深める。	様々な人権課題について外部の専門講師による人権講座を定期に開催することとして、消防局本部、消防学校、各消防署及び消防分署で計8回実施し、延べ885人が受講した。	教養課	推進・研修	2
43	人権研修推進者の養成	継続	職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。	人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図るため、行財政局等が実施する人権尊重の認識を深めるための講座等を延べ30名が受講した。	教養課	推進・研修	2
44	人権研修推進者等による研修内容等の検討	継続	人権研修推進者が研修内容を自ら検討することで、職場研修をより効果的なものとする。	憲法月間及び人権月間における職場研修を実施するに当たり、各所属の人権研修推進者等により、職場研修の方法、内容等について検討を行った。	教養課	推進・研修	2

交通局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	所属・職場研修	継続	「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。	各所属において人権研修を実施した。 実施月：6月～7月 実施回数：70回 受講者数：約1,568人	各課	推進・研修	2
2	障害のある人、外国籍市民等との交流事業の推進	継続	人権に関する一段と深い理解や人権問題に対する共感が得られることから、人権問題を抱える当事者と積極的に交流を図る。	実施日：7月 受講者数：約60人 テーマ：外国籍市民による人権研修	各課	推進・研修	2
3	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	継続	バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネルを掲出することにより、多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板、啓発のぼり旗、啓発標語パネル	各事業所	教育・啓発	2
4	職場研修推進専門委員会	継続	市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。	「京都市交通局における職場研修の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場研修総括推進者（課長級職員）及び職場研修推進者（補佐・係長級職員）で構成 職場研修推進会議専門委員会 実施回数：10回	研修所	推進・研修	2
5	啓発ポスターの作成及び掲出	継続	市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。	京都市内の人権に関わる史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、併せて、当該施設への市バス・地下鉄による路線案内を掲載し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出した。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 施設名：京都市教育相談総合センター 配布数：各月 1,300枚	研修所	教育・啓発	2
6	街頭人権啓発活動の実施	継続	地下鉄の利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気づき、人権意識の向上を図る。	憲法月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅(四条駅・山科駅)で啓発チラシ及び啓発物品を配布した。 実施月：5月、12月 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 600個	研修所	教育・啓発	2
7	市バス車内への人権啓発絵画の展示	継続	市バスの利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気づき、人権意識の向上を図る。	市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出した。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚	研修所	教育・啓発	2
8	人権行政に関する資料・情報の職員への提供	継続	職員が人権行政に関する資料・情報を共有することで、職員全体の人権意識の高揚を図る。	交通局事業を進めるうえで人権の尊重を基本理念に置くことは極めて重要であり、職員に対しては、日常不断に人権についての情報を提供していく必要があり、必要な参考図書への配付等を行った。	研修所	推進・研修	2
9	局職員に対する人権問題啓発講座	継続	基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般(女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等)について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。	集合研修を実施した。 実施日：12月 実施回数：1回 内容：HIV／エイズについて	研修所	推進・研修	2
10	階層別職員研修	継続	公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、服務の厳正を守る意識を高める。	新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深めた。 新規採用職員研修（事務、技術（3人）・バス運転士（58人）・地下鉄駅職員（17人））、新任係員研修（自動車部（4人））	研修所	推進・研修	2

【交通局】

11	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	継続	人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加・体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。	実施講座：フィールドワーク 3回、72人	研修所	推進・研修	2
12	交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修	継続	広告代理店と人権啓発に関する情報を共有し、人権意識を向上させることで、どのような方も利用しやすい地下鉄を目指す。	人権啓発に関する情報を収集し、市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、日常業務との関連のある内容について、情報連携を進めた。 「障害者差別解消法の施行について」平成28年3月11日 本局庁舎3階会議室 24名参加	営業推進室	教育・啓発	2
13	刊行物等への啓発標語の掲載	継続	交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発ポスター	営業推進室	教育・啓発	2
14	地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置	継続	子どもを犯罪などの危険から守る。	地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献。	運輸課	子ども	9
15	ノンステップバスの充実	継続	車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。	導入車両数47両（路線車両804両のうち累計748両）	技術課	障害者	7
16	地下鉄駅施設の整備	継続	地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。	地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。地下鉄北大路駅及び今出川駅の一般旅客用トイレの全面改修を行い、トイレの快適性を向上させるとともに、トイレ出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行った。北大路駅は12月18日、今出川駅は2月5日に全面供用開始した。	技術監理課 電気課	障害者	7

上下水道局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	職場研修の充実	継続	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	全所属において人権に関する研修を実施し、職員の人権に対する意識を深め、意識の向上を図った。	各課・事業所	推進・研修	2
2	庁内誌への啓発標語の掲載	継続	職員一人一人の人権意識の高揚を図る。	職員の自主学習の素材提供として定期的に発行する庁内誌に、啓発標語を掲載した。	職員課	推進・研修	2
3	関連企業に対する啓発活動の実施(人権月間の取組)	継続	人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深める。	人権文化の構築を目指し、企業と人権団体の関わりについて、正しい理解と認識を深めるために、上下水道局工事事業者団体である一般社団法人京都市公認水道協会の会員に対し、人権月間に研修会を実施した。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように、年度で調整を図った。 《研修会》 開催日 12月8日 場所 京都市水道会館3階ホール 内容 セクシャルハラスメント 講師 ウイングス京都 事業企画課 久保氏 参加者数 一般社団法人 京都市公認水道協会会員 36名	職員課	教育・啓発	2
4	人権啓発看板等の掲出	継続	より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。	営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板を掲出した。	職員課	教育・啓発	2
5	各種会議等による局内連携の充実	継続	本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図る。	全市的な組織である人権文化推進協議会と綿密な連携を取りながら、局内の人権主任・副主任会議を11月に実施した。	職員課	推進・研修	1
6	職員研修	継続	「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりを図る。	憲法月間講座及び人権月間講座を、上下水道局研修室で実施した。 (憲法月間講座) 開催日 5月20日 講演 「子育て世代の男女共同参画」 講師 京都市男女共同参画センターウイングス京都 久保氏 参加者数 50名 (人権月間講座) 開催日 12月1日 講演 「ハラスメント対策の心得 ～発生防止に努め、正しく対処するために～」 講師 京都はるか法律事務所 弁護士 辻 孝司 氏 参加者数 51名	職員課	推進・研修	2
7	人権研修等に関する資料の提供	継続	職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてDVDや書籍等の研修資料の充実を図る。	人権に係る職場研修を行うに当たってのDVD教材の貸出しリストを庁内イントラネットホームページに掲載し、所属の利用促進を図った。	職員課	推進・研修	2
8	コミュニケーションボードの設置	継続	外国人のお客さまや障害のあるお客さまとの窓口対応における意思疎通の円滑化を図る。	上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラストと英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを7営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備し、お客さまと円滑な意思疎通を図っている。お客さまにとって、不安感や行き違い等を低減する効果が得られている。	お客さまサービス推進室	複数課題	1
9	聴覚障害者への窓口対応支援事業	継続	高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図る。	上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所及び下水道管路管理センターに「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、高齢者や耳の不自由なお客さまが利用しやすい窓口づくりを行っている。また、外勤職員は筆談用具を携帯しており、筆談用具を必要とするお客さまとのコミュニケーションの円滑化が図れた。	お客さまサービス推進室	複数課題	1

10	認知症あんしんサポーター養成講座	継続	高齢者及び認知症のお客さまへの対処方法について、理解と知識を深める。	営業所職員及び水道メーター点検業務委託業者職員を対象に研修を実施した。 《研修会》 開催日 11月25日、26日 内容 認知症あんしんサポーター養成講座及び高齢サポート職員との意見交換 参加者数 計28名	お客さまサービス推進室	高齢者	3
----	------------------	----	------------------------------------	---	-------------	-----	---

教育委員会事務局

番号	事業名	新規・継続等	事業目的	取組実績	担当課	該当事業・対応番号	
1	人権研修の実施	継続	所属職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相応する役割の自覚を促す。	1.新規採用職員等人権研修 新規採用職員等が、本市施策・事業を展開していくうえで、すべての基軸となる人権意識を高めることを目的とする。 (1)参加者 平成27年度新規採用職員及び市長部局転入者（主任以下の者）13名 (2)日時・場所 平成28年1月27日午前9時45分～11時45分 総合教育センター (3)内容 外国にルーツをもつ子どもたちの教育 2.平成27年度教育委員会事務局職員研修 教育委員会事務局全職員を対象に選択受講制をとり、個人の業務関心及び今日的な内容を踏まえて、人権問題を考察する研修を実施。 (1)内容 ①平成27年8月26日「京都の子どもをさらに伸ばすために、事務局行政職員に期待すること」 ②平成27年8月27日「不登校の子どもたちへの理解と支援」 ③平成27年8月31日「あなたの事務処理大丈夫？」～日常の危機管理と学校危機管理～ ④平成27年9月 3日「子どもたちの体力・運動能力を高める」～スポーツ心に火を付ける、ジャンプアップ・プロジェクト ⑤平成28年1月27日「外国にルーツをもつ子どもたちの教育」 ※1に記載の職員は必須。それ以外の職員は選択受講制。 ⑥平成28年1月29日「こどもみらい館と私」 ⑦平成28年2月 3日「健康と安全、つまり基本の大切さを、事例をもとに考えます」 ⑧平成28年2月10日「京都市立高校はおもしろい」 (2)参加者合計 158名（1記載職員含む）	総務課	推進・研修	2
2	留学生による学校活動支援事業	新規	京都市立小・中学校の学校活動において、留学生の活躍の場を拡大・充実するとともに、より一層の国際理解教育の推進を図る。	・多文化学習推進プログラムの拡大 従来から実施している当プログラム事業をより一層充実させるために、学校への留学生派遣制度（京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIC」）を積極的に活用し、小学校に延85名、中学校に延52名の留学生を講師として招き、国際理解教育の推進を図った。 ・母語支援活動 日本語で日常会話ができる留学生を市立小学校11校（14名）、中学校4校（4名）に継続的に派遣し、外国籍及び外国にルーツを持つ児童生徒に対し、母語による授業中の学習支援や会話のサポート等を行い、子どもたちの学校生活への適応を促進するとともに、留学生の活躍・交流の場の拡充に役立てた。	学校指導課	多文化	4
3	地域読み書き教室支援事業	継続	小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図る。	要件を満たす団体に対し、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援した。2団体に合計136,100円交付した。	学校指導課	複数課題	1
4	「人権教育指導資料集(参考試案)」の活用	継続	児童生徒の発達段階に応じた資料集を使用することで、適切な人権意識の高揚を図る。	「人権教育指導資料集(参考試案)」を活用し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進した。	学校指導課	教育・啓発	1
5	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進	継続	本市の人権教育の指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づき、各校で人権教育の一層の充実を図る。	これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題の解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、平成22年3月に内容を改訂した。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき重点課題として、(1)子どもにかかわる課題、(2)男女平等にかかわる課題、(3)障害のある人にかかわる課題、(4)同和問題にかかわる課題、(5)外国人・外国籍市民等にかかわる課題、(6)HIV感染者等にかかわる課題、(7)その他の課題等を挙げている。 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を基本指針として、各校の実態に即した「人権教育全体計画」及び「年間指導計画」を作成し、人権教育の一層の充実を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び指導力の向上を図るための研修会を実施した。 ・管理職人権研修の実施 ・人権教育に関わる主任研修会の実施 ・人権教育講座（全教職員対象年4回）の実施	学校指導課	教育・啓発	1

6	男女平等教育の推進	継続	学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。	(1) 各校において、不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進した。 (2) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導を推進した。 (3) 各校において、男女がお互いの特質を理解することを基盤として、尊重・協力しあいながらそれぞれの役割を担い健康で明るい家庭・社会生活を営むことのできる能力や態度の育成を目指した取組を推進した。 (4) 各校において、男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を図った。 (5) 各校において、教職員自身の性別意識や偏見等を払拭し、すべての教育活動を見つめなおすために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を推進した。	学校指導課	男女	4
7	同和教育の推進	継続	児童生徒の人権意識の高揚を目指し、人権尊重を基盤とした社会の実現を図る。	・各校において、すべての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育としての取組を推進した。 ・各校において、社会科での同和問題をはじめ、人権尊重の観点から、発達段階にに応じて、同和問題を児童生徒に正しく理解させる指導を推進した。	学校指導課	同和問題	3
8	外国人教育の推進	継続	(1)外国人教育が民族差別の解消を目指す教育であるとともに、国や民族の違いを認め共に生きる国際協調の精神を養うことを目指す教育であることを再認識し、各校の実態に応じた重点目標を明らかにし、保護者啓発を含め組織的・計画的な取組を一層推進する。 (2) 外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識の深化と課題解決に向けた実践につながる研修の充実を図る。 (3) 社会科をはじめとする外国人教育に関連する単元等における指導や「民族の文化にふれる集い」などを通し、外国の文化や伝統を理解させるとともに、それぞれの主体性を認め、互いに理解・尊重し、差別のない社会を目指して共に生きていこうとする態度を養う。 (4) 日本が古くから朝鮮半島と政治・経済、文化等で交流があったことなど、アジアの近隣諸国と日本の歴史的な関係をはじめ、世界の人々の交流の軌跡と現状についての正しい認識を培う。 (5) 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流を充実するとともに、留学生派遣制度(京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIK」)等の外国の文化にふれる取組への参加を積極的に促す。 (6) 「外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」の通知を受けた取組を推進する。 (上記⑥の補足通知を受けた具体的な取組) ・多文化学習推進プログラムの実施 外国人の講師を通して、多様な言葉や文化にふれるなど、広く国際理解・国際協調を深めることを目指す。 ・土曜コリア教室の実施 市内の小学校に在籍する韓国・朝鮮籍児童及び韓国・朝鮮にルーツをもつ児童が自らの文化や言葉等を学ぶことを通して、民族的・文化的アイデンティティを大切にし、民族的自覚の基礎を培うことを支援するとともに、国際理解・国際協調の精神を育むことを目的に実施する。	・多文化学習推進プログラムの実施 各校の実態に即した形で取組を推進した。(小学校42校、中学校14校) ・京都市土曜コリア教室の実施 全市の児童(小学校3年～6年)を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める取組を実施した。 (実績) 参加者：44人(京都市在住の国公立小学生) 教室実施回数：全9回(内1回分は民族の文化にふれる集いに参加) ・民族の文化にふれる集いの実施 京都市内の学校における外国人教育に関わる取組や民族の演技・歌などを発表・鑑賞してもらうことにより、様々な民族の文化・伝統の多様性やちがいを知り、尊重し合うきっかけとすることができた。 日時：平成28年1月30日(土) 場所：京都テルサ(南区) 来場者数：約700名 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童・生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌・遊びの交流、児童・生徒の作品展示など	学校指導課	多文化	4

9	帰国・外国人児童生徒等に対する支援	継続	市立小中学校に在籍する中国帰国児童・生徒や外国人児童・生徒等に対し、言語や生活習慣等に配慮したきめ細かな指導を図るため、日本語指導拠点校の設置や日本語指導ボランティア、通訳ボランティアの派遣を行う。 また、主に来日初期の児童・生徒に対しては「特別的教育課程」による日本語指導を実施する。	・「特別的教育課程」による日本語指導の実施 来日間もない日本語の理解が十分でない児童生徒に対して、授業時間に日本語の個別指導を行うことにより、日本語習得の促進に役立てることができた。小学校9校、中学校5校を拠点校とし、日本語指導担当教員による自校指導及び他校への巡回指導を実施した。 ・日本語指導ボランティアの派遣 主に来日一年以上の日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを随時派遣し、放課後に日本語指導を行うことにより日本語習得の促進に役立てることができた。 （実績）小学校31校（対象児童51名）、中学校12校（対象生徒15名） ・通訳ボランティアの派遣 （実績）小学校30校（延142名派遣）、中学校14校（延39名派遣）、総合支援学校（1名派遣） ・通訳を必要とする児童生徒及び保護者に対し、通訳ボランティアを随時派遣することにより学校、保護者、児童生徒の円滑なコミュニケーションに役立てることができた。 ・日本語を母語としない生徒や保護者のための多言語進路ガイダンスの実施 日時：平成27年8月3日（月） 内容：日本語を母語としない生徒や保護者を対象に、中学校卒業後の進路選択についての説明やグループ別相談会等を行うことにより、日本での進路選択に役立った。	学校指導課	多文化	4
10	高齢者との交流等の推進	継続	長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えてつながりを持ち、支え合う意識の共有を図ることを目的とする。	各学校において、生活科や総合的な学習の時間での高齢者との交流や伝統文化、福祉をテーマにした学習を実施した。	学校指導課	高齢者	8
11	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	継続	人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。	誰もが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校に在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用することにより、子どもたちや市民の人権意識の高揚に役立った。	学校指導課 文化市民局 人権文化推進課	教育・啓発	2
12	総合育成支援教育の推進	継続	インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築と、一人一人のニーズに応じた教育の推進。	・保護者同意を原則として、学校での教育相談、就学先の審議、学校での子どもの障害の状況にあった就学先の相談に取り組んだ。 ・京都市就学支援委員会における審議件数 2082件 ・障害のある子どもを持つ保護者や就学前教育・保育を行っている幼稚園・保育所等の職員を対象とした見学説明会を実施し、総合育成支援教育に対する理解を深めた。 6/5～7/8のうち13日間（13会場）実施 参加者459名 ・各総合支援学校において、障害のある子どもの「生きる力」と「保護者への生涯にわたる支援」を目的とした個別の包括支援プランを作成した。また、個別の年間指導計画、学級の年間指導計画、月間指導計画を作成し、計画的な指導を推進した。 ・普通学級に在籍する発達障害や肢体不自由等の幼児・児童・生徒に対して、きめ細やかな指導を行うため、学習活動上の支援や学校生活上の介助等を行う「総合育成支援員」（非常勤嘱託職員）を配置した。 - 必要な全市立学校・幼稚園（253校・園）に353名を配置 希望校中の配置率100%を達成 複数配置、小学校15校、中学校3校、幼1校 ・総合支援学校の総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」の取組として、障害のある子どもの支援を行うボランティアの養成講座を開催した。 - 期間：6月～10月（4会場で5回連続講座を開催） 受講者数：69名 内容：障害のある子どものサポート等実践的な研修や障害理解等の理論研修 ・就学支援シートについて、幼稚園・保育園向けの事業説明会を開催し、京都市内の全ての就学前施設において事業を実施した。 - 説明会：6/4、6/11の2回実施、223園が参加 実施施設：全366園（4園増）	総合育成支援課	障害者	10

13	障害のある生徒の就労支援	継続	障害のある生徒の自立と社会参加を目指し、企業や労働・福祉関係機関とともに進路開拓・雇用促進、職場定着を図る。	・企業、労働・福祉機関、行政、学校で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」を開催した（6/17、2/16の2回開催）。 ・労働・福祉機関、行政、学校、PTAで構成される「巣立ちのネットワーク」事務局会議を開催した（7/14、9/15、2/2の3回開催）。 ・「巣立ちのネットワーク」取組の一環として「障害のある市民の雇用フォーラム」を開催し、企業等に総合支援学校の取組内容や障害のある人の雇用に関する支援を理解していただく機会とした（11/11、出席団体数56社）。 ・総合支援学校高等部職業学校において、喫茶「カフェしゅうどう」の運営や「高齢者配食サービス」（社会福祉協議会との共同）など、白河総合支援学校東山分校が中心となり、地域とともに進める新たなキャリア教育プログラムを推進した。	総合育成支援課	障害者	4・10
14	特別支援教育の理解促進	継続	地域の一員として当たり前で生活していける社会の実現を目指し、障害のある子どもたちへの市民の理解・認識を深める。	・障害のある児童生徒の教育に関する啓発を推進するため、「京都市ノーマライゼーションへの道推進会議」を2回（9/25、11/27）開催し、啓発絵葉書の作成及び配布、北総合支援学校における教育活動の見学会を行った。 ・小中学校育成学級等で学ぶ子どもたちの作品を一堂に集め、学習成果の発表の一環として「小さな巨匠展」を開催した。開催日:1/21～1/24 来場者数:5138人 ・障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動することで、双方の社会性や豊かな人間性を育成する「交流及び共同学習」を積極的に実施した。	総合育成支援課	障害者	9・10
15	障害のある市民の生涯学習事業	継続	障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進することを図る。	障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施した。 ・発達に遅れのある市民の成人講座（通年、115回実施、延べ3,537名参加） ・聴覚言語障害のある市民の成人講座（通年、26回実施、延べ737名参加） ・視覚障害のある市民の成人講座（通年、148回実施、延べ1,043名参加）	総合育成支援課	障害者	8
16	「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進	継続	いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法により条例で定めることとされている事項及び法の実践に関し必要な事項を定める。	・法及び「京都市いじめの防止等に関する条例」、「京都市いじめの防止等取組指針」に基づき、全校が「学校いじめの防止等基本方針」を策定した。 ・市民ぐるみでの取組を推進するため、条例に規定する「子どもの豊かな規範意識を育む関係者会議」について年3回実施した。 日時：7月10日、11月20日、3月1日 場所：京都市教育相談総合センター ・いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発の防止のための取組を推進した。	生徒指導課	子ども	3
17	児童虐待に関する研修の実施	継続	関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。	今日の教育現場における多種多様な子どもたちの課題は、単に当該児童生徒の特性のみならず、家庭・学校・地域という子どもたちを取り巻く環境や、周囲の大人たちの対応、友人関係等、多くの要因が複雑に絡み合っている。 そこで、課題の見立てと対応について、実践的な教職員対象の研修会を実施した。 ・学校でのソーシャルワーク実践研修の実施 日時：5月13日（出席者125人）、7月8日（同89人）、7月30日（同32人）、7月31日（同17人） 場所：京都市教育相談総合センター	生徒指導課	子ども	2

18	心の居場所づくり推進事業	改善	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと生活できる環境を整える。	・学びのパートナー等学生ボランティアの活用 ・「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの杜」の教育充実 ・「啐啄21・絆」の取組を68校で実施 ・フリースクール等民間団体と連携した不登校対策の実施 ・「こども相談24時間ホットライン」の運営 ※ 相談対象の拡大により、平成27年5月20日から名称変更（旧名称：いじめ相談24時間ホットライン） ・不登校相談支援センターの運営 ・不登校フォーラムの実施 実施日：11月8日 参加者：延べ228名 ・児童生徒登校支援連携会議の実施 実施日：8月3日、2月23日 ・スクールカウンセラーの配置 - 平成27年度に全京都市立小・中・高・総合支援学校への配置を完了。 ・学校における教育相談体制の充実及び課題の早期対応や予防を図った。 ・スクールソーシャルワーカーの配置 - 平成27年度は26名を配置し、子どもへの支援に関し、校内及び関係機関との連携を図った。	生徒指導課	子ども	3
19	携帯電話・インターネット不適切利用防止対策の推進	改善	スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加している中、保護者が現状をしっかりと認識し、家庭でのルールづくり等の具体的行動を促すため、市民や事業者と連携し、社会総がかりでインターネットの不適切利用防止対策を推進する。	・「小中学生自身が主体的に考え、大人と共にインターネットの適切な使い方を学ぶワークショップ形式のプログラム（授業モデル）」を検討・試行実施を重ねて、「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」を策定した。 ・携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性等を伝える授業を実施した。 - 実施校数：143校 ・市民ボランティアである「携帯電話市民インストラクター」が、小中学校等で実施している家庭教育講座やPTAが主催する研修会等で、子どもの携帯電話・インターネット利用に関する保護者向け・市民向けの啓発活動を展開した。 ・インターネット上の誹謗中傷や個人情報情報の書き込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書き込みの監視を実施した。	生徒指導課 生涯学習部 家庭地域教育 支援担当	子ども	8
20	健康教育の推進	継続	子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。	・「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の充実、促進を行った。 ・教職員研修会等を開催した。	体育健康教育室	教育・啓発	1
21	学校における性に関する指導・エイズ教育の推進	継続	授業研修会を実施し、 (1)児童・生徒に性やエイズについての正しい認識をもたせる。 (2)人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3)児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。	各校において、校内研修や性に関する指導・エイズ教育の取組を年間計画に位置付け、実践した。また、教職員等への研修会の開催等を通じて、発達段階に応じた効果的な指導方法を教職員等へ指導する指導者の育成を行った。	体育健康教育室	感染症	4
22	生涯学習情報ネットワークシステムの運営	継続	市民の生涯学習を支援し、市民みんなが成長できる社会の実現を目指す。	京都市内の生涯学習情報をインターネットなどにより提供し、市民の生涯学習活動を支援した。幅広い世代への利用促進を図るため、携帯電話・スマートフォンに対応した「モバイル版京（みやこ）まなびネット」の運用も推進した。 ＜取組実績＞ 京都市生涯学習情報検索システム「京（みやこ）まなびネット」への 27年度アクセス件数：243,590件	生涯学習部 生涯学習推進 担当	教育・啓発	1
23	生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度	継続	地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。	生涯学習アドバイザー、特別社会教育指導者を積極的に支援する。 ○27年度生涯学習アドバイザー8名・特別社会教育指導員28名委嘱。 ○27年11月18日、アドバイザー、指導員向け全体研修会を開催。	生涯学習部 生涯学習推進 担当	教育・啓発	1
24	親と子のこころの電話相談員の養成	継続	子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。	○第17期生養成研修会 11回開催 ○個別事例研修会 12回開催 ○相談員全体研修会 4回開催 ○相談員宿泊研修会 1回開催 ○相談員1日研修会 1回開催	生涯学習部 生涯学習推進 担当	子ども	6

25	温もりの電話相談員の養成	継続	京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。	○相談員全体研修会 2回開催 ○相談員実践研修会 2回開催 ○スーパーバイザーの委嘱	生涯学習部 生涯学習推進担当	子ども	6
26	家庭教育講座の実施	継続	「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切にす家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。	全ての京都市立幼稚園、小学校、中学校、総合支援学校において、年間2回以上の学習会等を開催した。	生涯学習部 家庭地域教育支援担当	教育・啓発	1
27	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等 人権学習会の開催	継続	各家庭の教育力の向上を図る。	家庭や地域で、「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等(家庭教育講座(幼・小・中・総)等)や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施をした。	生涯学習部 家庭地域教育支援担当	教育・啓発	1
28	京都市PTAフェスティバル	継続	京都市立の全校種のPTA会員が一堂に集い、会員同士の交流や各校PTAの活性化を図り、また、親子が一緒になって遊び、学ぶことを通して親子の絆を深めることを目的に開催。その際に、人権啓発のパネル展示を行い、参加された方の人権に関する意識の高揚を図っている。	開催日：平成27年12月12日(土) 場 所：国立京都国際会館 イベントホール 内 容：PTA活動の充実を図るため、実行委員会で内容を精査・検討した。	生涯学習部 家庭地域教育支援担当	教育・啓発	1
29	憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード	継続	市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。	憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援した。 活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行った。 (1)人権啓発パレード(憲法月間) 日 程：平成27年4月18日(土) 場 所：京都市役所前～総合教育センター 参加者：約500人 (2)PTA街頭啓発(人権月間) 日 程：平成27年12月5日(土) 場 所：市内約23ヶ所	生涯学習部 家庭地域教育支援担当	教育・啓発	1
30	人権行政に関する情報の職員への提供	継続	職員一人一人の人権意識を高める。	職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行った。	生涯学習部 家庭地域教育支援担当	推進・研修	2
31	家庭教育新聞の発行	継続	「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」の理念が、市民生活の隅々にまで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がることを目指し、子どもたちの人権尊重の視点を基本に、家庭での生活習慣や教育、子育てに役立つ情報、親子で参加できる京都市の催しや施策の紹介など、幅広く取り上げることで、教育情報誌としての充実を図る。	家庭・地域教育の充実と振興のため、全市の保護者を対象に家庭教育新聞「あしたのために」を発行した。 ・発行回数：年4回(214号～217号) ・配布先：全市立幼稚園・小・中・高・総合支援学校、私立・国立幼稚園、私立・国立小・中学校及び市内全保育所の保護者のほか、図書館・区役所等市関係施設。 ・発行部数：各170,000部	生涯学習部 家庭地域教育支援担当	子ども	1
32	人づくり21世紀委員会	継続	19年2月に制定された「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」の理念があらゆる場で実践される社会の実現を目指して、子どものいのちに関わる緊急課題である「薬物」「エイズ」「虐待」「インターネット・ソーシャルメディアの不適切利用」等の解決に向けて取組を推進する。	・「京都はぐくみ憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進 ・上記憲章の理念の普及、子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座等の開催 ・「人づくりフォーラム」の開催 日時：平成28年2月27日(土) 内容：講演会 他 場所：京都産業会館 シルクホール	生涯学習部 家庭地域教育支援担当	子ども	1

33	ゴールデン・エイジ・アカデミーの開催	継続	市民が、生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにするを目指す。	歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており（生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継）、人権特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催する。 日時：12月4日（金） 内容：京都文化に受け継がれるユニバーサルデザイン 場所：京都市生涯学習総合センター	生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	教育・啓発	1
34	人権啓発映画試写会	継続	人権研修や保護者を対象とした人権啓発の促進を図る。	新着の人権啓発映画の紹介を兼ねて、市立幼・小・中・高・総合支援学校の教職員及びPTA役員、教育委員会事務局職員・生涯学習振興財団職員を対象に人権啓発映画の上映を実施。 日時：6月24日（水）（1、2回目とも同内容） 内容：映画「イマジネーション 子どもの人権・同和問題・障害者の人権」、 「秋桜の咲く日」 「生徒・教員・保護者にSNSの安全な使い方を解説する（中高校教員向）」 「生徒・教員・保護者にSNSの安全な使い方を解説する（保護者向）」	生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	推進・研修	2
35	人権啓発映画の貸出し	継続	あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める。	映画・ビデオの貸出しを行い、市立学校（園）の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進めた。	生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター事業課）	推進・研修	2
36	「学びのフォーラム山科」の開催	継続	講演会を通じて、市民の方の人権意識をはじめとした教養を高める。	京都市在住の方、または京都市内に通勤・通学の方を対象に、教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民が興味・関心をもつ内容をテーマに毎週水曜日に講演会を開催しており、12月の人権月間にちなんで人権に関する講演会を行う。 日時：11月18日（水） 演題：「歴史のなかの女性の人権」～大坂落城に遭遇した二人のおきく～ 場所：生涯学習総合センター山科	生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター山科）	教育・啓発	1
37	人権問題関連図書の展示と貸出し	継続	市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。	人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・中央図書館のみ…9月：識字関連図書の展示と貸出し ・中央、右京中央、伏見中央、醍醐中央、左京、岩倉、東山、山科、南、醍醐図書館…自殺予防週間「きょう・いのち・ほっとブック事業」関連図書の展示と貸出（連携：京都市こころの健康増進センター）	各図書館	教育・啓発	1
38	教育実践研究の推進	新規	学校現場における人権教育の今後のありようについて、またLD等通級指導教室の運営並びに活用についての研究を進める。	研究協力校での実践授業等を通して研究を進め、研究のまとめを2月17日（水）に研究発表会で報告。また、研究紀要や成果物（京都発！29）という形にまとめ京都市総合教材ポータルサイトへ掲載するとともに学校現場等へ配信している。	総合教育センター	教育・啓発	1
39	教職員研修（教職員の職務別・経験年次別研修）	継続	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・力量の向上を図る。	(1)職務別・経験年次別研修 管理職、人権教育に関わる主任、採用1年目教職員等を対象に実践発表及び協議形式等による研修を実施。 (2)教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする研修を実施。 上記(1)・(2)の研修にあたっては、受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるための受講者参加型研修等、研修方法の工夫を図り、受講者が主体的に取り組めるよう促した。 また、総合教育センターで実施した教職員研修や授業映像、教材、自己研鑽のための資料など、教育委員会が保有する良質な教育情報を一元集約した「総合教材ポータルサイト」をインターネット上で運用しており、人権教育に関する研修の充実を図っている。	総合教育センター	推進・研修	2
40	校・園内研修の実施	継続	自校・園における人権教育の確立・推進を図る。	各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施。	総合教育センター	推進・研修	2

41	教職員の教育研究団体研修への支援	継続	学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。	教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援。	総合教育センター	推進・研修	2
42	教育研究資料・教育関係図書の充実	継続	本市教職員及び市民等を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。	人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出しを行った。	総合教育センター	推進・研修	2
43	「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業	継続	中学校が授業の一環として、生徒それぞれの興味や関心に応じた様々な職業体験や勤労体験に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し、高齢者福祉施設での体験活動では、高齢者との交流を通して、高齢者福祉に対する理解、他人への思いやりの心や主体性の育成を目的とする。	毎年約10,000人の生徒が、それぞれの興味や関心に応じた様々な職業体験や勤労体験を、約3,700の事業所等の協力のもと各学校の計画に基づき行っている。高齢者福祉施設での体験を希望する生徒は、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等に受け入れて頂いている。（平成27年度は、451名が高齢者福祉施設で体験）	京都まなびの街生き方探究館	高齢者	8
44	教育相談総合センターでの教育相談	継続	子どもに関する様々な悩みに対して専門的な相談窓口を設け、保護者の子育てを支援するとともに子どもの健やかな成長を促す。	(1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談に応じた。 相談延べ人数：17,756人 (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりがあるときに気軽に相談できる体制を構築し、専門の相談員が相談に応じた。 相談人数：46人	教育相談総合センター	子ども	3
45	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	継続	子どもの居場所をつくることで、精神的な負担を減らし、健全な発育を促進する。	(1)ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習（教科）活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適応し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになる取組を行った。 (2)オープンキャンプ（夏・冬2回実施） 京都市内の小・中学生で、長期にわたり、継続・断続して学校を欠席している不登校児童・生徒たちが、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を体験することにより、子どもたちの自立を促した。 また、集団宿泊活動を通して、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図った。（参加児童生徒数：夏19人、冬32人）	教育相談総合センター	子ども	3
46	「こどもみらい館」における事業の推進	継続	乳幼児の健やかな育成を図る。	子育てに役立つ情報や気軽に話し合える場の提供、親子のふれあいを深める講座の開催、子育てに悩む親の相談に応じるなど、子育て支援を総合的に実施した。 ・子育てなんでも相談（4,831件）（対面相談（2,771件）・健康相談（141件）・電話相談（558件）・こども元気ランドでの相談（1,361件）） ・子育てセミナー（4回115人） ・子育てパワーアップ講座（61回2,513人） ・すこやか子育てサロン（7回119人） ・子育ての井戸端会議（72回1,381人） ・館長の井戸端サロン（12回391人） ・ほっこり子育てひろば（41回356組） ・びよびよランド（40回1,632人） ・ほっこりミニシアター（5回610人） ・すくすく教室（6回151組） ・子育て図書館の運営（貸出人数76,088人、貸出点数246,527点）	子育て支援総合センターこどもみらい館	子ども	6
47	学校歴史博物館常設展示の充実	継続	広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。	常設展の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介した。	学校歴史博物館	教育・啓発	2